

令和7年第1回廿日市市議会（第1回定例会）条例新旧対照表

議案第13号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	1
議案第14号	職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備 に関する条例の一部を改正する条例	9
議案第15号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	19
議案第16号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	21
議案第17号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	23
議案第19号	廿日市市税条例等の一部を改正する条例	29
議案第20号	廿日市市墓地等設置及び管理条例の一部を改正する条例	35
議案第21号	廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	37
議案第22号	廿日市市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する 条例の一部を改正する条例	43
議案第23号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	45
議案第24号	廿日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	123
議案第33号	過疎地域持続的発展計画の変更について	125

議案第13号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照表

○廿日市市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第37号）【第1条第1号関係】

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
附 則 （経過措置） 第3条 （略） 2～7 （略） 8 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第43条に規定する個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルであって特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるようにされたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 （1）・（2） （略） 9 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	附 則 （経過措置） 第3条 （略） 2～7 （略） 8 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第43条に規定する個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルであって特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるようにされたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 （1）・（2） （略） 9 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

改正後	改正前
（罰則） 第10条 第４条第４項の規定に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第10条 第４条第４項の規定に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

○廿日市市ラブホテル建築規制に関する条例（平成元年条例第33号）【第1条第3号関係】

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（罰則） 第12条 第9条の規定による市長の命令に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は3万円以下の罰金に処する。 2 （略）	（罰則） 第12条 第9条の規定による市長の命令に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は3万円以下の罰金に処する。 2 （略）

改正後	改正前
第23条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) (略) (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第23条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) (略) 2～4 (略) 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかつた場合 (2)・(3) (略)	第23条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) (略) (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第23条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) (略) 2～4 (略) 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかつた場合 (2)・(3) (略)

改正後	改正前
6 ～ 8 (略)	6 ～ 8 (略)

改正後	改正前
（退職報償金支給の制限） 第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 （1） <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者 （2）～（5） （略）	（退職報償金支給の制限） 第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 （1） <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者 （2）～（5） （略）

改正後	改正前
（欠格事項） 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 （1） <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （2）・（3） （略）	（欠格事項） 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 （1） <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （2）・（3） （略）

議案第14号

職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
○職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号）【第1条関係】（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（昇給の基準） 第6条 （略） 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が<u>8級である職員にあつては、1号給</u>）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。 3 55歳を超え60歳に達した日までの間にある職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」<u>とあるのは、「2号給」とする。</u> 4 60歳を超える職員に関する第2項の規定の適用については、同項中「4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が<u>8級である職員にあつては、1号給</u>）」とあるのは、「0号給」とする。 5～7 （略） <u>（扶養手当）</u> 第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 （削る） <u>（1）～（5） （略）</u> 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、前項第2号から第5号ま	（昇給の基準） 第6条 （略） 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が<u>7級以上であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあつては、3号給</u>）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。 3 55歳を超え60歳に達した日までの間にある職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が<u>7級以上であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあつては、3号給</u>）」とあるのは、「2号給」とする。 4 60歳を超える職員に関する第2項の規定の適用については、同項中「4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が<u>7級以上であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあつては、3号給</u>）」とあるのは、「0号給」とする。 5～7 （略） <u>（扶養手当）</u> 第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>（1） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u> <u>（2）～（6） （略）</u> 3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号

改正後	改正前
(通勤手当) 第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。) (2)・(3) (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項及び第5項において「運賃等相当額」という。)	<u>ときは、その日の属する月) から行うものとする。</u> 3 <u>扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月) からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u> (1) <u>扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</u> (2) <u>扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</u> (3) <u>扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員以外の職員となつた場合</u> (4) <u>扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員のうち8級職員以外の者が8級職員となつた場合</u> (5) <u>職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合</u> (通勤手当) 第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は<u>有料の道路</u>(以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。) (2)・(3) (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(<u>以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。</u>)。

改正後	改正前
(2) (略) (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額 、第1号に定める額又は前号に定める額 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。） を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) <u>新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間</u>	<u>ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</u> (2) (略) (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（<u>1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額</u>）、第1号に定める額又は前号に定める額 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び次項 において「新幹線鉄道等」という。）<u>でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの</u>を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) <u>新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等</u>

改正後	改正前
第15条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) (略) (2) 次条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者<u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)</u>が居住するための住宅(有料の職員用宿舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの 2～5 (略) (単身赴任手当) 第15条の2 (略) 2 (略) 3 <u>新たに</u> _____ 給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員 _____ その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。 4 (略) (管理職員特別勤務手当) 第22条の2 前条第1項の規定に基づく規則で定める職員(次項において「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に<u>勤務をした</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の _____ 午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)</u>であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をし	第15条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) (略) (2) 次条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者 _____ が居住するための住宅(有料の職員用宿舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの 2～5 (略) (単身赴任手当) 第15条の2 (略) 2 (略) 3 <u>他の地方公共団体の職員等であつた者から引き続き</u>給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員 <u>(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)</u> その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。 4 (略) (管理職員特別勤務手当) 第22条の2 前条第1項の規定に基づく規則で定める職員(次項において「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に<u>勤務した</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間 _____</u>であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した

改正後	改正前																				
た場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3・4（略） （勤勉手当） 第24条（略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、<u>全ての任命権者が支給する勤勉手当の額の、</u>_____次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 3～5（略） （特定の職員についての適用除外） 第25条の2 第5条第7項、第6条<u>及び</u>第11条_____の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には、適用しない。 2 第11条_____、第15条及び第15条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。 別表第4（第5条関係） 消防職給料表等級別基準職務表	__場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3・4（略） （勤勉手当） 第24条（略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、<u>任命権者が支給する</u>_____勤勉手当の額の、<u>その者に所属する</u>次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 3～5（略） （特定の職員についての適用除外） 第25条の2 第5条第7項、第6条、<u>第11条、第12条及び第15条</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には、適用しない。 2 第11条、<u>第12条</u>、第15条及び第15条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。 別表第4（第5条関係） 消防職給料表等級別基準職務表																				
<table><tr><th>職務の級</th><th>基準となる職務</th></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>5級</td><td>1 課長補佐の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防司令補の職務 3 <u>消防司令の職務</u></td></tr><tr><td>6級</td><td>1 課長の職務 2 指令官の職務 3 署長の職務 4 <u>高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防司令の職務</u> 5 <u>消防司令長の職務</u></td></tr><tr><td>7級</td><td>1 次長の職務 2 <u>高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防司令長の職務</u></td></tr></table>	職務の級	基準となる職務	(略)		5級	1 課長補佐の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防司令補の職務 3 <u>消防司令の職務</u>	6級	1 課長の職務 2 指令官の職務 3 署長の職務 4 <u>高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防司令の職務</u> 5 <u>消防司令長の職務</u>	7級	1 次長の職務 2 <u>高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防司令長の職務</u>	<table><tr><th>職務の級</th><th>基準となる職務</th></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>5級</td><td>1 課長補佐の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防司令補の職務 (新設)</td></tr><tr><td>6級</td><td>1 課長の職務 2 指令官の職務 3 署長の職務 4 _____消防司令の職務 (新設)</td></tr><tr><td>7級</td><td>1 次長の職務 2 _____消防司令長の職務</td></tr></table>	職務の級	基準となる職務	(略)		5級	1 課長補佐の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防司令補の職務 (新設)	6級	1 課長の職務 2 指令官の職務 3 署長の職務 4 _____消防司令の職務 (新設)	7級	1 次長の職務 2 _____消防司令長の職務
職務の級	基準となる職務																				
(略)																					
5級	1 課長補佐の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防司令補の職務 3 <u>消防司令の職務</u>																				
6級	1 課長の職務 2 指令官の職務 3 署長の職務 4 <u>高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防司令の職務</u> 5 <u>消防司令長の職務</u>																				
7級	1 次長の職務 2 <u>高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防司令長の職務</u>																				
職務の級	基準となる職務																				
(略)																					
5級	1 課長補佐の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防司令補の職務 (新設)																				
6級	1 課長の職務 2 指令官の職務 3 署長の職務 4 _____消防司令の職務 (新設)																				
7級	1 次長の職務 2 _____消防司令長の職務																				

改正後	改正前
(略)	(略)

○地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和４年条例第４０号）【第２条関係】（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
附 則 第13条 （略） 2～5 （略） 6 新給与条例第５条第７項、第６条及び第11条の規定は、 暫定再任用職員には適用しない。 7 （略）	附 則 第13条 （略） 2～5 （略） 6 新給与条例第５条第７項、第６条、 <u>第11条、第12条及び第15条</u> の規定は、 暫定再任用職員には適用しない。 7 （略）

○一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第3号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（給与条例の適用除外等） 第8条 職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下この条において「給与条例」という。）第5条から第7条まで、第10条、<u>第11条</u>、第15条、第22条第1項及び第2項並びに第24条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 （略）	（給与条例の適用除外等） 第8条 職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下この条において「給与条例」という。）第5条から第7条まで、第10条から第12条まで、第15条、第22条第1項及び第2項並びに第24条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 （略）

※職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の附則により改正する条例の新旧対照表

議案第15号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○職員の特務勤務手当に関する条例（昭和42年条例第36号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（消防職員の特務勤務手当） 第5条 消防職員の特務勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。 （1）<u>救急救命士法（平成3年法律第36号）第2条第1項に基づく救急救命処置において、規則で定める処置に従事した場合</u> ア 救急救命士の資格を有する者 1回につき510円 イ その他の職員 1回につき200円 （2）～（4） （略） （5）<u>消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項の規定に基づく緊急消防援助隊として、本市以外の地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急対策業務に従事した場合</u> ア <u>規則で定める著しく危険であると認める区域で従事した場合 1日につき2,160円</u> イ <u>ア以外の区域で従事した場合 1日につき1,080円（ただし、その業務が日没時から日出時までの間に行われた場合 1日につき1,620円）</u>	（消防職員の特務勤務手当） 第5条 消防職員の特務勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。 （1）<u>心肺機能停止状態の傷病者に対する救命処置</u> <u>に従事した場合</u> ア 救急救命士の資格を有する者 1回につき510円 イ その他の職員 1回につき200円 （2）～（4） （略） （新設）

議案第16号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第9号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（部分休業の承認） 第17条 （略） 2 （略） 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条の2第20項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 4・5 （略）	（部分休業の承認） 第17条 （略） 2 （略） 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 4・5 （略）

議案第17号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第3号）

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
(週休日及び勤務時間の割振り)	(週休日及び勤務時間の割振り)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 (略)	2 (略)
<u>3 任命権者は、職員（規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）の始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として規則で定める期間（以下この項において「単位期間」という。）ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、育児短時間勤務職員等については、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。</u>	(新設)
第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、 <u>前条第1項及び第2項</u> の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。	第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、 <u>前条</u> の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。
2 (略)	2 (略)
(週休日の振替等)	(週休日の振替等)
第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、 <u>第3条第2項若しくは第3項</u> 又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。	第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第3条第2項 <u> </u> 又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

改正後	改正前
第8条の2 (略) 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。）をさせてはならない。 3 (略) 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者の介護をする職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び同法第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者が、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、前項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところに	第8条の2 (略) 2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。）をさせてはならない。 3 (略) 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者の介護をする職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び同法第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者が、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、前項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところに

改正後	改正前
より、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 (時間外勤務代休時間) 第8条の3 任命権者は、職員の給与に関する条例(昭和31年条例第15号)第17条第5項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある第3条第2項若しくは第3項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日等」という。)(第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。 2 (略) (介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第15条の3第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、市長が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 (略) (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第15条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4	より、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 (時間外勤務代休時間) 第8条の3 任命権者は、職員の給与に関する条例(昭和31年条例第15号)第17条第5項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある第3条第2項____、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日等」という。)(第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。 2 (略) (介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者____で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、市長が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 (略) (新設)

改正後	改正前
<u>月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u> <u>（勤務環境の整備に関する措置）</u> <u>第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> <u>（2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> <u>（3） その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u>	(新設)

改正後	改正前
（時間外勤務手当） 第17条 （略） 2 （略） 3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項若しくは第3項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項から第5項までにおいて「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。 4～7 （略）	（時間外勤務手当） 第17条 （略） 2 （略） 3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項_____又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項から第5項までにおいて「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。 4～7 （略）

※職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の附則により改正する条例の新旧対照表

○廿日市市税条例（昭和31年条例第29号）【第1条関係】（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（市民税の申告） 第36条の2（略） 2～8（略） 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から5日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。	（市民税の申告） 第36条の2（略） 2～8（略） 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から5日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。

改正後	改正前
附 則 1～3 （略） （改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 4 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 （1） 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） （2）～（6） （略） 5～17 （略）	附 則 1～3 （略） （改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 4 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 （1） 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） （2）～（6） （略） 5～17 （略）

改正後	改正前
（不均一課税の申請） 第３条 前条の規定の適用を受けようとする事業者は、当該年度の初日の属する年の１月31日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に法第17条の２第３項の認定を受けた事業者であることを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。 （１） 当該事業者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） （２）～（６） （略） ２・３ （略）	（不均一課税の申請） 第３条 前条の規定の適用を受けようとする事業者は、当該年度の初日の属する年の１月31日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に法第17条の２第３項の認定を受けた事業者であることを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。 （１） 当該事業者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） （２）～（６） （略） ２・３ （略）

改正後	改正前
（課税免除の申告） 第３条 前条の規定の適用を受けようとする者は、同条の規定の適用を受けようとする最初の年度の初日の属する年の１月31日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 （１） 申告者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） （２）～（５） （略） ２・３ （略）	（課税免除の申告） 第３条 前条の規定の適用を受けようとする者は、同条の規定の適用を受けようとする最初の年度の初日の属する年の１月31日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 （１） 申告者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） （２）～（５） （略） ２・３ （略）

○廿日市市重要伝統的建造物群保存地区における廿日市市税条例の特例を定める条例（令和３年条例第１９号）【第５条関係】（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（固定資産税の減額の特例の申告） 第３条 前条の規定の適用を受けようとする者は、同条の規定の適用を受けようとする最初の年度の初日の属する年の１月31日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。 （１） 申告者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） （２）・（３） （略） ２ （略）	（固定資産税の減額の特例の申告） 第３条 前条の規定の適用を受けようとする者は、同条の規定の適用を受けようとする最初の年度の初日の属する年の１月31日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。 （１） 申告者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） （２）・（３） （略） ２ （略）

議案第 2 0 号

廿日市市墓地等設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市墓地等設置及び管理条例（昭和 3 7 年条例第 1 1 号）（下線の部分は改正部分）

改正後		改正前	
(管理料)		(管理料)	
第17条 榎之窪墓地、金剛寺墓地、阿品墓地、峰高墓地、称言寺墓苑、霊峯墓苑、 <u>第二霊峯墓苑、第三霊峯墓苑、浄郷墓苑及び八坂墓苑</u> の使用者は、別表第 3 に定める額の管理料を別に定める期日までに支払わなければならない。		第17条 榎之窪墓地、金剛寺墓地、阿品墓地、峰高墓地、称言寺墓苑、霊峯墓苑、第二霊峯墓苑 <u>及び第三霊峯墓苑</u> _____の使用者は、別表第 3 に定める額の管理料を別に定める期日までに支払わなければならない。	
別表第 1 （第 2 条関係）		別表第 1 （第 2 条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
浄郷墓苑	廿日市市大野11288番地12	浄郷墓苑	廿日市市大野1288番地12
八坂墓苑	廿日市市大野11665番地487	八坂墓苑	廿日市市大野1665番地487

議案第21号

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市国民健康保険税条例（昭和35年条例第18号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の8.4</u>を乗じて算定する。 2 （略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>3万5,888円</u>とする。 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額） 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第5条の5及び第19条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第5条の5及び第19条第1項において同じ。）以外の世帯 <u>2万4,069円</u> （2） 特定世帯 <u>1万2,035円</u> （3） 特定継続世帯 <u>1万8,052円</u> （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）	（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.7</u>を乗じて算定する。 2 （略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>3万2,700円</u>とする。 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額） 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第5条の5及び第19条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第5条の5及び第19条第1項において同じ。）以外の世帯 <u>2万3,400円</u> （2） 特定世帯 <u>1万1,700円</u> （3） 特定継続世帯 <u>1万7,550円</u> （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

改正後	改正前
第5条の3 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.85</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第5条の4 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万2,045円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第5条の5 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,735円</u> (2) 特定世帯 <u>3,868円</u> (3) 特定継続世帯 <u>5,801円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第6条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.3</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第7条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>11,774円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第7条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>5,706円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、1	第5条の3 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.8</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第5条の4 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万1,400円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第5条の5 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,300円</u> (2) 特定世帯 <u>3,650円</u> (3) 特定継続世帯 <u>5,475円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第6条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.1</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第7条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>10,600円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第7条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>5,300円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、1

改正後	改正前
7万円)の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2万5,122円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万6,848円</u> (イ) 特定世帯 <u>8,424円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>1万2,636円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>8,432円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	7万円)の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2万2,890円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万6,380円</u> (イ) 特定世帯 <u>8,190円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>1万2,285円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>7,980円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

改正後	改正前
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,415円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,707円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>4,061円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>8,242円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,994円</u> (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1万7,944円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万2,035円</u> (イ) 特定世帯 <u>6,017円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>9,026円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,023円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,868円</u> (イ) 特定世帯 <u>1,934円</u>	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,110円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,555円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,833円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>7,420円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,710円</u> (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1万6,350円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万1,700円</u> (イ) 特定世帯 <u>5,850円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>8,775円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,700円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,650円</u> (イ) 特定世帯 <u>1,825円</u>

改正後	改正前
(ウ) 特定継続世帯 <u>2,901円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,887円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2,853円</u> (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>7,178円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,814円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,407円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,610円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,409円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,547円</u> (イ) 特定世帯 <u>774円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>1,160円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税	(ウ) 特定継続世帯 <u>2,738円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,300円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2,650円</u> (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,540円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,680円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,340円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,510円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,280円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,460円</u> (イ) 特定世帯 <u>730円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>1,095円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税

改正後	改正前
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,355円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,141円</u> 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 （1）国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>5,383円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>8,972円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万4,355円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>1万7,944円</u> （2）国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,807円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,011円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,818円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>6,023円</u> 3 （略）	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,120円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,060円</u> 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 （1）国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,905円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>8,175円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万3,080円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>1万6,350円</u> （2）国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,710円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,850円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,560円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,700円</u> 3 （略）

議案第22号

廿日市市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例（平成24年条例第33号）（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（園路及び広場） 第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 （1）～（5） （略） （6） 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第22条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。 （7） （略）	（園路及び広場） 第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 （1）～（5） （略） （6） 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。 （7） （略）

改正後				改正前			
別表（第2条関係） （5） 建築関係				別表（第2条関係） （5） 建築関係			
事務の種類	単位	手数料	備考	事務の種類	単位	手数料	備考
建築物に関する確認又は計画通知 建築物の床面積の合計	1件		1申請をもって1件とする。建築物の移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途の変更（以下この表において「移転等」という。）	建築物に関する確認又は計画通知 建築物の床面積の合計	1件		1申請をもって1件とする。建築物の移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途の変更（以下この表において「移転等」という。）
		8,000円（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第2号イ（2）及びロ（2）の基準（以下「仕様基準」という。）又は第10条第2号イ（2）及びロ（2）の基準（以下「誘導仕様基準」という。））	をする場合は、当該移転等に係る部分の床面積の2分の1の面積について、確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をする建築物の新築、増築、改築又は移転等をする場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（新築、増築又は改築の場合において床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定する。			<u>7,000円</u>	をする場合は、当該移転等に係る部分の床面積の2分の1の面積について、確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をする建築物の新築、増築、改築又は移転等をする場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（新築、増築又は改築の場合において床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定する。

改正後				改正前			
			に適合させる 一戸建ての住 宅の場合にあ っては1万5,0 00円、一戸建て 住宅以外の場 合にあっては 2万円)				
30平方メートルを 超え100平方メー トル以内	1 件	1 万 9,000 円 (仕様基準又 は誘導仕様基 準に適合させ る一戸建ての 住宅の場合に あっては3万 3,000円、一戸 建て住宅以外 の場合にあっ ては4万5,000 円)		30平方メートルを 超え100平方メー トル以内	1 件	<u>1 万3,000円</u>	
100平方メートル を超え200平方メ ートル以内	1 件	3 万 1,000 円 (仕様基準又 は誘導仕様基 準に適合させ る戸建ての住 宅の場合にあ っては4万5,0 00円、一戸建て 住宅以外の場 合にあっては 5万7,000円)		100平方メートル を超え200平方メ ートル以内	1 件	<u>1 万9,000円</u>	

改正後			改正前		
200平方メートルを超え300平方メートル以内	1 件	3 万 4,000 円 (仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる一戸建ての住宅の場合にあつては5万円、一戸建て住宅以外の場合にあつては6万円)	200平方メートルを超え500平方メートル以内	1 件	2 万6,000円
300平方メートルを超え500平方メートル以内	1 件	3 万 6,000 円 (仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる一戸建ての住宅の場合にあつては5万2,000円、一戸建て住宅以外の場合にあつては7万7,000円)			
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	1 件	5万円(仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる一戸建ての住宅の場合にあつては6万6,000円、一戸建て住宅	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	1 件	4 万6,000円

改正後				改正前			
			以外の場合に あつては9万 1,000円)				
1,000平方メート ルを超え2,000平 方メートル以内	1 件	6 万 9,000 円 (仕様基準又 は誘導仕様基 準に適合させ る一戸建ての 住宅の場合に あつては8万 5,000円、一戸 建て住宅以外 の場合にあつ ては11万円)		1,000平方メート ルを超え2,000平 方メートル以内	1 件	<u>6 万5,000円</u>	
2,000平方メート ルを超え1 万平方 メートル以内	1 件	20万円 (仕様基 準又は誘導仕 様基準に適合 させる一戸建 ての住宅の場 合にあつては2 1万6,000円、一 戸建て住宅以 外の場合にあ つては27万円)		2,000平方メート ルを超え1 万平方 メートル以内	1 件	<u>19万円</u>	
1 万平方メートル を超え5 万平方メ ートル以内	1 件	33万円 (仕様基 準又は誘導仕 様基準に適合 させる一戸建 ての住宅の場 合にあつては3 4万6,000円、一		1 万平方メートル を超え5 万平方メ ートル以内	1 件	<u>31万円</u>	

改正後				改正前			
			戸建て住宅以外の場合にあつては41万円)				
	5万平方メートルを超える	1件	64万円(仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる一戸建ての住宅の場合にあつては65万6,000円、一戸建て住宅以外の場合にあつては72万円)		5万平方メートルを超える	1件	60万円
建築設備に関する確認又は計画通知	1件		2万円	建築設備に関する確認又は計画通知	1件		1万9,000円
			1申請をもって1件とする。小荷物専用昇降機にあつては、9,000円				1申請をもって1件とする。小荷物専用昇降機にあつては9,000円
建築設備に関する計画変更確認又は計画変更計画通知	1件		1万1,000円	建築設備に関する計画変更確認又は計画変更計画通知	1件		1万円
			1申請をもって1件とする。小荷物専用昇降機にあつては、6,000円				1申請をもって1件とする。小荷物専用昇降機にあつては5,000円
工作物に関する確認又は計画通知	1件		1万4,000円	工作物に関する確認又は計画通知	1件		1万3,000円
			1申請をもって1件とする。				1申請をもって1件とする。
工作物に関する計画変更確認又は計画変更計画通知	1件		8,000円	工作物に関する計画変更確認又は計画変更計画通知	1件		7,000円
			1申請をもって1件とする。				1申請をもって1件とする。
建築物に関する完了検査又は工事完了通知(特定工程の指定に係る建築物以外の建築物)建築物の床面積の合計				建築物に関する完了検査又は工事完了通知(特定工程の指定に係る建築物以外の建築物)建築物の床面積の合計			
			1申請をもって1件とする。建築物の移転等(用途の変更を除く。)をする場合は、当該移転等に係る部分の床面積の2分の1の面積について算定する。				1申請をもって1件とする。建築物の移転等(用途の変更を除く。)をする場合は、当該移転等に係る部分の床面積の2分の1の面積について算定する。

改正後			改正前		
30平方メートル以内	1 件	一戸建ての住宅の場合にあつては1万2,000円、一戸建て住宅以外の場合にあつては1万6,000円	30平方メートル以内	1 件	<u>1 万1,000円</u>
30平方メートルを超え100平方メートル以内	1 件	一戸建ての住宅の場合にあつては1万8,000円、一戸建て住宅以外の場合にあつては2万円	30平方メートルを超え100平方メートル以内	1 件	<u>1 万3,000円</u>
100平方メートルを超え200平方メートル以内	1 件	一戸建ての住宅の場合にあつては2万2,000円、一戸建て住宅以外の場合にあつては2万4,000円	100平方メートルを超え200平方メートル以内	1 件	<u>1 万7,000円</u>
200平方メートルを超え300平方メートル以内	1 件	一戸建ての住宅の場合にあつては3万円、一戸建て住宅以外の場合にあつては3万1,000円	200平方メートルを超え500平方メートル以内	1 件	<u>2 万3,000円</u>
300平方メートルを超え500平方メートル以内	1 件	一戸建ての住宅の場合にあつては3万1,000円、一戸建て住宅以外の場合にあつては3万2,000円			

改正後				改正前			
一トール以内		っては3万2,0 00円、一戸建て 住宅以外の場合 にあつては 3万8,000円					
500平方メートル を超え1,000平方 メートル以内	1 件	一戸建ての住 宅の場合にあ つては4万9,0 00円、一戸建て 住宅以外の場合 にあつては 5万5,000円		500平方メートル を超え1,000平方 メートル以内	1 件	4万円	
1,000平方メート ルを超え2,000平 方メートル以内	1 件	一戸建ての住 宅の場合にあ つては6万6,0 00円、一戸建て 住宅以外の場合 にあつては 7万2,000円		1,000平方メート ルを超え2,000平 方メートル以内	1 件	5万6,000円	
2,000平方メート ルを超え1万平方 メートル以内	1 件	一戸建ての住 宅の場合にあ つては14万7,0 00円、一戸建て 住宅以外の場合 にあつては1 8万円		2,000平方メート ルを超え1万平方 メートル以内	1 件	13万円	
1万平方メートル を超え5万平方メ ートル以内	1 件	一戸建ての住 宅の場合にあ つては23万7,0 00円、一戸建て 住宅以外の場合		1万平方メートル を超え5万平方メ ートル以内	1 件	21万円	

改正後					改正前				
			合にあつては2 5万円						
	5 万平方メートル を超える	1 件	一戸建ての住 宅の場合にあ つては46万7,0 00円、一戸建て 住宅以外の場合 にあつては4 7万円			5 万平方メートル を超える	1 件	43万円	
建築物に関する完了検 査又は工事完了通知 （特定工程の指定に係 る建築物） 建築物の床面積の合 計				1 申請をもって1 件とす る。建築物の移転等（用途 の変更を除く。）をする場 合は、当該移転等に係る部 分の床面積の2 分の1 の面 積について算定する。	建築物に関する完了検 査又は工事完了通知 （特定工程の指定に係 る建築物） 建築物の床面積の合 計				1 申請をもって1 件とす る。建築物の移転等（用途 の変更を除く。）をする場 合は、当該移転等に係る部 分の床面積の2 分の1 の面 積について算定する。
	30平方メートル以 内	1 件	一戸建ての住 宅の場合にあ つては1 万1,0 00円、一戸建て 住宅以外の場合 にあつては 1 万5,000円			30平方メートル以 内	1 件	1 万円	
	30平方メートルを 超え100平方メー トル以内	1 件	一戸建ての住 宅の場合にあ つては1 万7,0 00円、一戸建て 住宅以外の場合 にあつては 1 万9,000円			30平方メートルを 超え100平方メー トル以内	1 件	1 万2,000円	
	100平方メートル	1 件	一戸建ての住			100平方メートル	1 件	1 万6,000円	

改正後			改正前		
を超え200平方メートル以内		宅の場合にあつては2万1,000円、一戸建て住宅以外の場合にあつては2万3,000円	を超え200平方メートル以内		
200平方メートルを超え300平方メートル以内	1件	一戸建ての住宅の場合にあつては2万9,000円、一戸建て住宅以外の場合にあつては3万円	200平方メートルを超え500平方メートル以内	1件	2万2,000円
300平方メートルを超え500平方メートル以内	1件	一戸建ての住宅の場合にあつては3万1,000円、一戸建て住宅以外の場合にあつては3万7,000円			
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	1件	一戸建ての住宅の場合にあつては4万7,000円、一戸建て住宅以外の場合にあつては5万3,000円	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	1件	3万8,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	1件	一戸建ての住宅の場合にあつては6万3,000円、一戸建て	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	1件	5万3,000円

改正後				改正前			
			住宅以外の場合にあっては 6万9,000円				
2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	1件		一戸建ての住宅の場合にあっては14万円、 一戸建て住宅以外の場合にあっては17万円	2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	1件	12万円	
1万平方メートルを超え5万平方メートル以内	1件		一戸建ての住宅の場合にあっては21万9,000円、一戸建て住宅以外の場合にあっては24万円	1万平方メートルを超え5万平方メートル以内	1件	20万円	
5万平方メートルを超える	1件		一戸建ての住宅の場合にあっては43万5,000円、一戸建て住宅以外の場合にあっては46万円	5万平方メートルを超える	1件	40万円	
建築設備に関する完了検査又は工事完了通知	1件		2万3,000円	建築設備に関する完了検査又は工事完了通知	1件	2万1,000円	1申請をもって1件とする。小荷物専用昇降機にあっては1万2,000円
中間検査又は特定工程工事終了通知において検査した建築設備に関する完了検査又は工事	1件		2万1,000円	中間検査又は特定工程工事終了通知において検査した建築設備に関する完了検査又は工事	1件	2万円	1申請をもって1件とする。小荷物専用昇降機にあっては1万2,000円

改正後				改正前			
完了通知				完了通知			
工作物に関する完了検査又は工事完了通知	1 件	<u>1 万5,000円</u>	1 申請をもって1 件とする。	工作物に関する完了検査又は工事完了通知	1 件	<u>1 万4,000円</u>	1 申請をもって1 件とする。
建築物に関する中間検査又は特定工程工事終了通知 中間検査又は特定工程工事終了通知を行う部分の床面積の合計			1 申請をもって1 件とする。	建築物に関する中間検査又は特定工程工事終了通知 中間検査又は特定工程工事終了通知を行う部分の床面積の合計			1 申請をもって1 件とする。
30平方メートル以内	1 件	一戸建ての住宅の場合にあっては1 万2,000円、一戸建て住宅以外の場合にあっては2 万円		30平方メートル以内	1 件	<u>1 万円</u>	
30平方メートルを超え100平方メートル以内	1 件	一戸建ての住宅の場合にあっては2 万2,000円、一戸建て住宅以外の場合にあっては2 万7,000円		30平方メートルを超え100平方メートル以内	1 件	<u>1 万3,000円</u>	
100平方メートルを超え200平方メートル以内	1 件	一戸建ての住宅の場合にあっては3 万5,000円、一戸建て住宅以外の場合にあっては4 万円		100平方メートルを超え200平方メートル以内	1 件	<u>1 万7,000円</u>	

改正後			改正前		
200平方メートルを超え300平方メートル以内	1 件	一戸建ての住宅の場合にあつては3万6,000円、一戸建て住宅以外の場合にあつては4万1,000円	200平方メートルを超え500平方メートル以内	1 件	2万3,000円
300平方メートルを超え500平方メートル以内	1 件	一戸建ての住宅の場合にあつては3万7,000円、一戸建て住宅以外の場合にあつては5万3,000円			
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	1 件	一戸建ての住宅の場合にあつては4万5,000円、一戸建て住宅以外の場合にあつては6万2,000円	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	1 件	3万7,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	1 件	一戸建ての住宅の場合にあつては6万円、一戸建て住宅以外の場合にあつては7万7,000円	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	1 件	5万2,000円
2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	1 件	一戸建ての住宅の場合にあつては13万5,000円	2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	1 件	12万円

改正後				改正前			
			00円、一戸建て住宅以外の場合にあつては20万円				
1 万平方メートルを超え 5 万平方メートル以内	1 件		一戸建ての住宅の場合にあつては21万5,000円、一戸建て住宅以外の場合にあつては30万円	1 万平方メートルを超え 5 万平方メートル以内	1 件	19万円	
5 万平方メートルを超える	1 件		一戸建ての住宅の場合にあつては42万5,000円、一戸建て住宅以外の場合にあつては51万円	5 万平方メートルを超える	1 件	39万円	
建築設備に関する中間検査又は特定工程工事終了通知	1 件	1 万2, 000円	1 申請をもって 1 件とする。小荷物専用昇降機にあつては、 <u>8, 000円</u>	建築設備に関する中間検査又は特定工程工事終了通知	1 件	1 万2, 000円	1 申請をもって 1 件とする。小荷物専用昇降機にあつては <u>8, 000円</u>
工作物に関する中間検査又は特定工程工事終了通知	1 件	9, 000円	1 申請をもって 1 件とする。	工作物に関する中間検査又は特定工程工事終了通知	1 件	9, 000円	1 申請をもって 1 件とする。
建築物等の仮使用認定	1 件	12万円	1 申請をもって 1 件とする。	建築物等の仮使用認定	1 件	12万円	1 申請をもって 1 件とする。
道路の位置の指定又は変更 関係土地の区域の面積			1 申請をもって 1 件とする。	道路の位置の指定又は変更 関係土地の区域の面積			1 申請をもって 1 件とする。

改正後					改正前				
	1,000平方メートル未満	1件	5万円			1,000平方メートル未満	1件	5万円	
	1,000平方メートル以上	1件	8万5,000円			1,000平方メートル以上	1件	8万5,000円	
建築物の敷地と道路との関係の建築等の認定	1件	2万7,000円	1申請をもって1件とする。		建築物の敷地と道路との関係の建築等の認定	1件	2万7,000円	1申請をもって1件とする。	
建築物の敷地と道路との関係の建築許可	1件	3万3,000円	1申請をもって1件とする。		建築物の敷地と道路との関係の建築許可	1件	3万3,000円	1申請をもって1件とする。	
公衆便所等の道路内における建築許可	1件	3万3,000円	1申請をもって1件とする。		公衆便所等の道路内における建築許可	1件	3万3,000円	1申請をもって1件とする。	
道路内における建築等の認定	1件	2万7,000円	1申請をもって1件とする。		道路内における建築等の認定	1件	2万7,000円	1申請をもって1件とする。	
公共用歩廊等の道路内における建築許可	1件	16万円	1申請をもって1件とする。		公共用歩廊等の道路内における建築許可	1件	16万円	1申請をもって1件とする。	
壁面線外における建築許可	1件	16万円	1申請をもって1件とする。		壁面線外における建築許可	1件	16万円	1申請をもって1件とする。	
用途地域等における建築等の許可	1件	18万円	1申請をもって1件とする。		用途地域等における建築等の許可	1件	18万円	1申請をもって1件とする。	
用途地域等における建築等の許可を受けた建築物の増築、改築又は移転についての許可	1件	12万円	1申請をもって1件とする。		用途地域等における建築等の許可を受けた建築物の増築、改築又は移転についての許可	1件	12万円	1申請をもって1件とする。	
住居の環境の悪化を防止するために必要な措置が講じられた建築物の用途地域における建築等の許可	1件	16万円	1申請をもって1件とする。		住居の環境の悪化を防止するために必要な措置が講じられた建築物の用途地域における建築等の許可	1件	16万円	1申請をもって1件とする。	
特殊建築物等の敷地の位置の許可	1件	16万円	1申請をもって1件とする。		特殊建築物等の敷地の位置の許可	1件	16万円	1申請をもって1件とする。	
建築物の容積率の特例認定	1件	2万7,000円	1申請をもって1件とする。		建築物の容積率の特例認定	1件	2万7,000円	1申請をもって1件とする。	

改正後				改正前			
建築物の容積率の特例許可	1 件	16万円	1 申請をもって 1 件とする。	建築物の容積率の特例許可	1 件	16万円	1 申請をもって 1 件とする。
隣地境界線又は前面道路の境界線から後退して壁面線の指定等がある場合の建築物の建ぺい率の特例許可	1 件	16万円	1 申請をもって 1 件とする。	隣地境界線又は前面道路の境界線から後退して壁面線の指定等がある場合の建築物の建ぺい率の特例許可	1 件	16万円	1 申請をもって 1 件とする。
建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外許可	1 件	3 万3, 000円	1 申請をもって 1 件とする。	建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外許可	1 件	3 万3, 000円	1 申請をもって 1 件とする。
建築物の敷地面積の許可	1 件	16万円	1 申請をもって 1 件とする。	建築物の敷地面積の許可	1 件	16万円	1 申請をもって 1 件とする。
建築物の高さの特例認定	1 件	2 万7, 000円	1 申請をもって 1 件とする。	建築物の高さの特例認定	1 件	2 万7, 000円	1 申請をもって 1 件とする。
建築物の高さの許可	1 件	16万円	1 申請をもって 1 件とする。	建築物の高さの許可	1 件	16万円	1 申請をもって 1 件とする。
日影による建築物の高さの特例許可	1 件	16万円	1 申請をもって 1 件とする。	日影による建築物の高さの特例許可	1 件	16万円	1 申請をもって 1 件とする。
高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定	1 件	2 万7, 000円	1 申請をもって 1 件とする。	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定	1 件	2 万7, 000円	1 申請をもって 1 件とする。
特例容積率適用地区内における特例容積率の限度の指定 特例敷地の数			1 申請をもって 1 件とする。	特例容積率適用地区内における特例容積率の限度の指定 特例敷地の数			1 申請をもって 1 件とする。
2 である場合	1 件	4 万8, 000円		2 である場合	1 件	4 万8, 000円	
3 以上である場合	1 件	4 万8, 000円に 2 を超える特例敷地の数に		3 以上である場合	1 件	4 万8, 000円に 2 を超える特例敷地の数に	

改正後					改正前				
			1万3,000円を 乗じて得た額 を加えた額				1万3,000円を 乗じて得た額 を加えた額		
特例容積率適用地区内 における特例容積率の 限度の指定の取消し 特例敷地の数				1申請をもって1件とする。	特例容積率適用地区内 における特例容積率の 限度の指定の取消し 特例敷地の数			1申請をもって1件とする。	
	2である場合	1件	1万7,000円			2である場合	1件		
	3以上である場合	1件	1万7,000円に 2を超える特 例敷地の数に 6,000円を乗じ て得た額を加 えた額			3以上である場合	1件		
特例容積率適用地区内 における建築物の高さ の最高限度に関する特 例許可	1件		16万円	1申請をもって1件とする。	特例容積率適用地区内 における建築物の高さ の最高限度に関する特 例許可	1件		16万円	1申請をもって1件とする。
高度地区における建築 物の各部分の高さの許 可	1件		16万円	1申請をもって1件とする。	高度地区における建築 物の各部分の高さの許 可	1件		16万円	1申請をもって1件とする。
高度利用地区における 建築物の容積率、建ぺ い率、建築面積又は壁 面の位置の特例許可	1件		16万円	1申請をもって1件とする。	高度利用地区における 建築物の容積率、建ぺ い率、建築面積又は壁 面の位置の特例許可	1件		16万円	1申請をもって1件とする。
高度利用地区における 建築物の各部分の高さ の許可	1件		16万円	1申請をもって1件とする。	高度利用地区における 建築物の各部分の高さ の許可	1件		16万円	1申請をもって1件とする。
敷地内に広い空地を有 する建築物の容積率又	1件		16万円	1申請をもって1件とする。	敷地内に広い空地を有 する建築物の容積率又	1件		16万円	1申請をもって1件とする。

改正後				改正前			
は各部分の高さの特例許可				は各部分の高さの特例許可			
景観地区内における建築物の高さの最高限度又は最低限度に関する特例許可	1 件	16万円	1 申請をもって 1 件とする。	景観地区内における建築物の高さの最高限度又は最低限度に関する特例許可	1 件	16万円	1 申請をもって 1 件とする。
景観地区内における建築物の壁又はこれに代わる柱の位置に関する特例許可	1 件	16万円	1 申請をもって 1 件とする。	景観地区内における建築物の壁又はこれに代わる柱の位置に関する特例許可	1 件	16万円	1 申請をもって 1 件とする。
景観地区内における建築物の敷地面積の最低限度に関する特例許可	1 件	16万円	1 申請をもって 1 件とする。	景観地区内における建築物の敷地面積の最低限度に関する特例許可	1 件	16万円	1 申請をもって 1 件とする。
景観地区に関する都市計画の内容に適合し、かつ、敷地内に有効な空地が確保されている建築物の高さに関する制限の適用除外認定	1 件	2 万7,000円	1 申請をもって 1 件とする。	景観地区に関する都市計画の内容に適合し、かつ、敷地内に有効な空地が確保されている建築物の高さに関する制限の適用除外認定	1 件	2 万7,000円	1 申請をもって 1 件とする。
再開発等促進区等における建築物の容積率、建ぺい率又は高さに関する制限の適用除外認定	1 件	2 万7,000円	1 申請をもって 1 件とする。	再開発等促進区等における建築物の容積率、建ぺい率又は高さに関する制限の適用除外認定	1 件	2 万7,000円	1 申請をもって 1 件とする。
再開発等促進区等における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外許可	1 件	16万円	1 申請をもって 1 件とする。	再開発等促進区等における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外許可	1 件	16万円	1 申請をもって 1 件とする。
開発整備促進区における建築物の建築に関する制限の適用除外認定	1 件	2 万7,000円	1 申請をもって 1 件とする。	開発整備促進区における建築物の建築に関する制限の適用除外認定	1 件	2 万7,000円	1 申請をもって 1 件とする。

改正後				改正前			
地区計画等の区域における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外認定	1 件	2 万7, 000円	1 申請をもって1 件とする。	地区計画等の区域における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外認定	1 件	2 万7, 000円	1 申請をもって1 件とする。
防災街区整備地区計画の区域における建築物の容積率に関する制限の緩和認定	1 件	2 万7, 000円	1 申請をもって1 件とする。	防災街区整備地区計画の区域における建築物の容積率に関する制限の緩和認定	1 件	2 万7, 000円	1 申請をもって1 件とする。
地区計画等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外許可	1 件	16万円	1 申請をもって1 件とする。	地区計画等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外許可	1 件	16万円	1 申請をもって1 件とする。
地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外認定	1 件	2 万7, 000円	1 申請をもって1 件とする。	地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外認定	1 件	2 万7, 000円	1 申請をもって1 件とする。
地区計画等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外認定	1 件	2 万7, 000円	1 申請をもって1 件とする。	地区計画等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外認定	1 件	2 万7, 000円	1 申請をもって1 件とする。
地区計画等の区域における建築物の建ぺい率に関する制限の緩和認定	1 件	2 万7, 000円	1 申請をもって1 件とする。	地区計画等の区域における建築物の建ぺい率に関する制限の緩和認定	1 件	2 万7, 000円	1 申請をもって1 件とする。
予定道路に係る建築物の容積率の特例許可	1 件	16万円	1 申請をもって1 件とする。	予定道路に係る建築物の容積率の特例許可	1 件	16万円	1 申請をもって1 件とする。
仮設建築物の建築許可 使用を認める期間			1 申請をもって1 件とする。	仮設建築物の建築許可 使用を認める期間			1 申請をもって1 件とする。
1 年以内	1 件	12万円		1 年以内	1 件	12万円	

改正後				改正前			
	1年を超える	1件	16万円		1年を超える	1件	16万円
一団地内の1の建築物又は総合的設計による複数建築物の特例認定建築物の数			1申請をもって1件とする。	一団地内の1の建築物又は総合的設計による複数建築物の特例認定建築物の数			1申請をもって1件とする。
	1又は2である場合	1件			1又は2である場合	1件	
	3以上である場合	1件			3以上である場合	1件	
			7万8,000円				7万8,000円
			7万8,000円に2を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加えた額				7万8,000円に2を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加えた額
既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定 既存建築物を除く建築物の数			1申請をもって1件とする。	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定 既存建築物を除く建築物の数			1申請をもって1件とする。
	1である場合	1件			1である場合	1件	
	2以上である場合	1件			2以上である場合	1件	
			7万8,000円				7万8,000円
			7万8,000円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加えた額				7万8,000円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加えた額
一団地内に広い空地を有する1の建築物又は総合的設計による複数建築物の特例許可			1申請をもって1件とする。	一団地内に広い空地を有する1の建築物又は総合的設計による複数建築物の特例許可			1申請をもって1件とする。

改正後				改正前					
建築物の数				建築物の数					
	1 又は 2 である場合	1 件			22万円	1 又は 2 である場合		1 件	22万円
	3 以上である場合	1 件			22万円に 2 を超える建築物の数に 2 万8,000円を乗じて得た額を加えた額	3 以上である場合		1 件	22万円に 2 を超える建築物の数に 2 万8,000円を乗じて得た額を加えた額
既存建築物を前提とした広い空地を有する一定の一団の土地の区域内における総合的設計による建築物の特例許可 既存建築物を除く建築物の数			1 申請をもって 1 件とする。	既存建築物を前提とした広い空地を有する一定の一団の土地の区域内における総合的設計による建築物の特例許可 既存建築物を除く建築物の数			1 申請をもって 1 件とする。		
1 である場合		1 件		22万円	1 である場合			1 件	22万円
2 以上である場合		1 件		22万円に 1 を超える建築物の数に 2 万8,000円を乗じて得た額を加えた額	2 以上である場合			1 件	22万円に 1 を超える建築物の数に 2 万8,000円を乗じて得た額を加えた額
一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定 既存建築物を除く建築物の数			1 申請をもって 1 件とする。	一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定 既存建築物を除く建築物の数			1 申請をもって 1 件とする。		

改正後				改正前			
1である場合	1件	7万8,000円		1である場合	1件	7万8,000円	
2以上である場合	1件	7万8,000円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加えた額		2以上である場合	1件	7万8,000円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加えた額	
一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び建ぺい率、容積率、各部分の高さその他の構造の許可 既存建築物を除く建築物の数			1申請をもって1件とする。	一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び建ぺい率、容積率、各部分の高さその他の構造の許可 既存建築物を除く建築物の数			1申請をもって1件とする。
1である場合	1件	22万円		1である場合	1件	22万円	
2以上である場合	1件	22万円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加えた額		2以上である場合	1件	22万円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加えた額	
一敷地内許可建築物以外の建築物の位置及び建ぺい率、容積率、各部分の高さその他の構造の許可 既存建築物を除く建築物の数			1申請をもって1件とする。	一敷地内許可建築物以外の建築物の位置及び建ぺい率、容積率、各部分の高さその他の構造の許可 既存建築物を除く建築物の数			1申請をもって1件とする。

改正後					改正前				
	1 である場合	1 件	22万円			1 である場合	1 件	22万円	
	2 以上である場合	1 件	22万円に 1 を 超える建築物 の数に 2 万8,0 00円を乗じて 得た額を加え た額			2 以上である場合	1 件	22万円に 1 を 超える建築物 の数に 2 万8,0 00円を乗じて 得た額を加え た額	
一定の複数建築物の認 定又は許可の取消し	1 件	6,400円に現に 存する建築物 の数に 1 万2,0 00円を乗じて 得た額を加え た額	1 申請をもって 1 件とす る。		一定の複数建築物の認 定又は許可の取消し	1 件	6,400円に現に 存する建築物 の数に 1 万2,0 00円を乗じて 得た額を加え た額	1 申請をもって 1 件とす る。	
総合的設計による一団 地の住宅施設について の制限の適用除外に係 る認定	1 件	2 万7,000円	1 申請をもって 1 件とす る。		総合的設計による一団 地の住宅施設について の制限の適用除外に係 る認定	1 件	2 万7,000円	1 申請をもって 1 件とす る。	
既存の 1 の建築物につ いて 2 以上の工事に分 けて増築等を含む工事 を行う場合の工事の全 体計画の認定	1 件	2 万7,000円	1 申請をもって 1 件とす る。		既存の 1 の建築物につ いて 2 以上の工事に分 けて増築等を含む工事 を行う場合の工事の全 体計画の認定	1 件	2 万7,000円	1 申請をもって 1 件とす る。	
既存の 1 の建築物につ いて 2 以上の工事に分 けて増築等を含む工事 を行う場合の工事の全 体計画の変更の認定	1 件	2 万7,000円	1 申請をもって 1 件とす る。		既存の 1 の建築物につ いて 2 以上の工事に分 けて増築等を含む工事 を行う場合の工事の全 体計画の変更の認定	1 件	2 万7,000円	1 申請をもって 1 件とす る。	
既存の 1 の建築物につ いて 2 以上の工事に分 けて用途の変更に伴う 工事を行う場合の工事	1 件	2 万7,000円	1 申請をもって 1 件とす る。		既存の 1 の建築物につ いて 2 以上の工事に分 けて用途の変更に伴う 工事を行う場合の工事	1 件	2 万7,000円	1 申請をもって 1 件とす る。	

改正後				改正前			
の全体計画の認定				の全体計画の認定			
既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の工事の全体計画の変更の認定	1件	2万7,000円	1申請をもって1件とする。	既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の工事の全体計画の変更の認定	1件	2万7,000円	1申請をもって1件とする。
建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の許可	1件	12万円	1申請をもって1件とする。	建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の許可	1件	12万円	1申請をもって1件とする。
建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の許可	1件	16万円	1申請をもって1件とする。	建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の許可	1件	16万円	1申請をもって1件とする。
廿日市市地区計画の区域内における建築物の用途制限に関する建築許可	1件	18万円	1申請をもって1件とする。	廿日市市地区計画の区域内における建築物の用途制限に関する建築許可	1件	18万円	1申請をもって1件とする。
廿日市市地区計画の区域内における建ぺい率の適用除外に係る許可	1件	3万3,000円	1申請をもって1件とする。	廿日市市地区計画の区域内における建ぺい率の適用除外に係る許可	1件	3万3,000円	1申請をもって1件とする。
廿日市市地区計画の区域内における公益上必要な建築物の特例許可	1件	16万円	1申請をもって1件とする。	廿日市市地区計画の区域内における公益上必要な建築物の特例許可	1件	16万円	1申請をもって1件とする。
優良宅地造成の認定 造成宅地の面積			1申請をもって1件とする。	優良宅地造成の認定 造成宅地の面積			1申請をもって1件とする。
1,000平方メートル未満	1件	8万6,000円		1,000平方メートル未満	1件	8万6,000円	
1,000平方メートル	1件	13万円		1,000平方メートル	1件	13万円	

改正後					改正前				
	ル以上3,000平方メートル未満					ル以上3,000平方メートル未満			
	3,000平方メートル以上6,000平方メートル未満	1 件	20万円			3,000平方メートル以上6,000平方メートル未満	1 件	20万円	
	6,000平方メートル以上1 万平方メートル未満	1 件	27万円			6,000平方メートル以上1 万平方メートル未満	1 件	27万円	
	1 万平方メートル以上3 万平方メートル未満	1 件	40万円			1 万平方メートル以上3 万平方メートル未満	1 件	40万円	
	3 万平方メートル以上6 万平方メートル未満	1 件	52万円			3 万平方メートル以上6 万平方メートル未満	1 件	52万円	
	6 万平方メートル以上10万平方メートル未満	1 件	67万円			6 万平方メートル以上10万平方メートル未満	1 件	67万円	
	10万平方メートル以上	1 件	90万円			10万平方メートル以上	1 件	90万円	
優良住宅新築の認定 新築住宅の床面積の合計				1 申請をもって1 件とする。	優良住宅新築の認定 新築住宅の床面積の合計				1 申請をもって1 件とする。
	100平方メートル以下	1 件	6,200円			100平方メートル以下	1 件	6,200円	
	100平方メートルを超え500平方メートル以下	1 件	8,600円			100平方メートルを超え500平方メートル以下	1 件	8,600円	
	500平方メートルを超え2,000平方メートル以下	1 件	1 万3,000円			500平方メートルを超え2,000平方メートル以下	1 件	1 万3,000円	

改正後					改正前				
	2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下	1件	3万7,000円			2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下	1件	3万7,000円	
	1万平方メートルを超え5万平方メートル以下	1件	4万5,000円			1万平方メートルを超え5万平方メートル以下	1件	4万5,000円	
	5万平方メートルを超える	1件	6万円			5万平方メートルを超える	1件	6万円	
長期優良住宅建築等計画（計画の変更を含む。以下同じ。）又は長期優良住宅維持保全計画（計画の変更を含む。以下同じ。）の認定		ア 耐震性の基準に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める手数料の額に耐震性以外の基準に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める手数料の額を加えた額 イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第2項の規定により	ア 1申請をもって1件とする。 イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条の規定による譲受人を決定したこと又は管理者等が選任されたことのみによる計画の変更の場合には、手数料を徴収しない。		長期優良住宅建築等計画（計画の変更を含む。以下同じ。）又は長期優良住宅維持保全計画（計画の変更を含む。以下同じ。）の認定		ア 耐震性の基準に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める手数料の額に耐震性以外の基準に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める手数料の額を加えた額 イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第2項の規定により	ア 1申請をもって1件とする。 イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条の規定による譲受人を決定したこと又は管理者等が選任されたことのみによる計画の変更の場合には、手数料を徴収しない。	

改正後				改正前			
		審査を申し出る場合の手数料の額は、長期優良住宅建築等計画の認定に係る手数料の額に、建築物に関する確認又は計画通知に係る審査を申し出る場合は建築物に関する確認又は計画通知の項に定める手数料の額を、建築設備に関する確認又は計画通知に係る審査を申し出る場合は建築設備に関する確認又は計画通知の項に定める手数料の額を加えた額				審査を申し出る場合の手数料の額は、長期優良住宅建築等計画の認定に係る手数料の額に、建築物に関する確認又は計画通知に係る審査を申し出る場合は建築物に関する確認又は計画通知の項に定める手数料の額を、建築設備に関する確認又は計画通知に係る審査を申し出る場合は建築設備に関する確認又は計画通知の項に定める手数料の額を加えた額	
耐震性の基準に係			ア 共同住宅等に係る手数料	耐震性の基準に係			ア 共同住宅等に係る手数料

改正後					改正前				
	る審査			料の額は、併用住宅（住戸数が１のものに限る。）を除き、１棟の延べ面積に応じた区分により算定する。 イ １棟の建築物がエキスパンションジョイントその他相互に応力を伝えない構造方法のみで接する複数の部分を有する場合には、手数料の額は、住戸を有する部分ごとに床面積の合計面積に応じた区分により算定する。 ウ 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定を受けた住戸を有する棟に係る審査については、手数料を徴収しない。 エ 認定を受けた長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画を変更する場合の手数料の額は、２分の１の額とする。この場合において、戸建て住宅及び併用住宅（住戸数が１のものに限る。）以外の共同住宅等の手数料の額は、変更に係る部分の床面積の合計		る審査			料の額は、併用住宅（住戸数が１のものに限る。）を除き、１棟の延べ面積に応じた区分により算定する。 イ １棟の建築物がエキスパンションジョイントその他相互に応力を伝えない構造方法のみで接する複数の部分を有する場合には、手数料の額は、住戸を有する部分ごとに床面積の合計面積に応じた区分により算定する。 ウ 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定を受けた住戸を有する棟に係る審査については、手数料を徴収しない。 エ 認定を受けた長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画を変更する場合の手数料の額は、２分の１の額とする。この場合において、戸建て住宅及び併用住宅（住戸数が１のものに限る。）以外の共同住宅等の手数料の額は、変更に係る部分の床面積の合計

改正後					改正前				
				面積に応じた区分により算定した手数料の額の2分の1の額とする。					面積に応じた区分により算定した手数料の額の2分の1の額とする。
	戸建て住宅	1件	1万7,000円	住宅を増築し、若しくは改築し、又は長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合（以下「増改築等をする場合」という。）は、2万6,000円		戸建て住宅	1件	1万7,000円	住宅を増築し、若しくは改築し、又は長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合（以下「増改築等をする場合」という。）は、2万6,000円
	共同住宅等					共同住宅等			
	併用住宅 （住戸数が1のものに限る。）	1件	1万7,000円	増改築等をする場合は、2万6,000円		併用住宅 （住戸数が1のものに限る。）	1件	1万7,000円	増改築等をする場合は、2万6,000円
	500平方メートル以内	1件	4万円	増改築等をする場合は、6万円		500平方メートル以内	1件	4万円	増改築等をする場合は、6万円
	500平方メートル超1,000平方メートル以内	1件	6万5,000円	増改築等をする場合は、9万6,000円		500平方メートル超1,000平方メートル以内	1件	6万5,000円	増改築等をする場合は、9万6,000円
	1,000平方メートル超3,000平方メートル以内	1件	13万7,000円	増改築等をする場合は、20万2,000円		1,000平方メートル超3,000平方メートル以内	1件	13万7,000円	増改築等をする場合は、20万2,000円
	3,000平方メートル超5,000平方メートル以内	1件	25万5,000円	増改築等をする場合は、37万7,000円		3,000平方メートル超5,000平方メートル以内	1件	25万5,000円	増改築等をする場合は、37万7,000円

改正後						改正前					
			内					内			
			5,000平方メートル超	1 件	50万6,000円	増改築等をする場合は、74万8,000円		5,000平方メートル超	1 件	50万6,000円	増改築等をする場合は、74万8,000円
			1万平方メートル以内					10,000平方メートル以内			
			1万平方メートル超	1 件	94万円	増改築等をする場合は、139万円		10,000平方メートル超	1 件	94万円	増改築等をする場合は、139万円
			2万平方メートル以内					20,000平方メートル以内			
			2万平方メートル超	1 件	140万1,000円	増改築等をする場合は、207万1,000円		20,000平方メートル超	1 件	140万1,000円	増改築等をする場合は、207万1,000円
			3万平方メートル以内					30,000平方メートル以内			
			3万平方メートル超	1 件	172万6,000円	増改築等をする場合は、255万1,000円		30,000平方メートル超	1 件	172万6,000円	増改築等をする場合は、255万1,000円
		耐震性以外の基準に係る審査				ア 共同住宅等に係る手数料の額は、申請住戸数により算定する。 イ 認定を受けた長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画を変更する場合の手数料の額は、2分の1の額とする。		耐震性以外の基準に係る審査			ア 共同住宅等に係る手数料の額は、申請住戸数により算定する。 イ 認定を受けた長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画を変更する場合の手数料の額は、2分の1の額とする。
		戸建て住宅		1 件	3万2,000円	増改築等をする場合は、4万7,000円		戸建て住宅	1 件	3万2,000円	増改築等をする場合は、4万7,000円
		共同住宅等						共同住宅等			

改正後						改正前							
			10戸以下	1 件	3 万2, 000円に申請住戸数から1を減じた数に1万円を乗じて得た額を加えた額	増改築等をする場合は、4万7, 000円に申請住戸数から1を減じた数に1万4, 000円を乗じて得た額を加えた額				10戸以下	1 件	3 万2, 000円に申請住戸数から1を減じた数に1万円を乗じて得た額を加えた額	増改築等をする場合は、4万7, 000円に申請住戸数から1を減じた数に1万4, 000円を乗じて得た額を加えた額
			11戸以上100戸以下	1 件	12万2, 000円に申請住戸数から10を減じた額に5, 700円を乗じて得た額を加えた額	増改築等をする場合は、18万1, 000円に申請住戸数から10を減じた額に8, 500円を乗じて得た額を加えた額				11戸以上100戸以下	1 件	12万2, 000円に申請住戸数から10を減じた額に5, 700円を乗じて得た額を加えた額	増改築等をする場合は、18万1, 000円に申請住戸数から10を減じた額に8, 500円を乗じて得た額を加えた額
			101戸以上200戸以下	1 件	64万円に申請住戸数から100を減じた数に5, 400円を乗じて得た額を加えた額	増改築等をする場合は、94万7, 000円に申請住戸数から100を減じた数に8, 000円を乗じて得た額を加えた額				101戸以上200戸以下	1 件	64万円に申請住戸数から100を減じた数に5, 400円を乗じて得た額を加えた額	増改築等をする場合は、94万7, 000円に申請住戸数から100を減じた数に8, 000円を乗じて得た額を加えた額
			201戸以上300戸以下	1 件	118万1, 000円に申請住戸数から200を減じた数に4, 500円を乗じて得た額を加えた額	増改築等をする場合は、174万8, 000円に申請住戸数から200を減じた数に6, 600円を乗じて得た額を加えた額				201戸以上300戸以下	1 件	118万1, 000円に申請住戸数から200を減じた数に4, 500円を乗じて得た額を加えた額	増改築等をする場合は、174万8, 000円に申請住戸数から200を減じた数に6, 600円を乗じて得た額を加えた額
			301戸以上	1 件	163万1, 000円に申請住戸数から300を減じた数に3, 500円を乗じて得た額を加えた額 (198万8, 000	増改築等をする場合は、241万3, 000円に申請住戸数から300を減じた数に5, 200円を乗じて得た額を加えた額 (294万2, 000円を上限とする。)				301戸以上	1 件	163万1, 000円に申請住戸数から300を減じた数に3, 500円を乗じて得た額を加えた額 (198万8, 000	増改築等をする場合は、241万3, 000円に申請住戸数から300を減じた数に5, 200円を乗じて得た額を加えた額 (294万2, 000円を上限とする。)

改正後						改正前					
				円を上限とする。)					円を上限とする。)		
		確認書又は確認書の写しを提出する場合の審査			ア 確認書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項に規定する確認書をいう。 イ 共同住宅等に係る手数料の額は、申請住戸数により算定する。 ウ 認定を受けた長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画を変更する場合の手数料の額は、2分の1の額とする。			確認書又は確認書の写しを提出する場合の審査		ア 確認書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項に規定する確認書をいう。 イ 共同住宅等に係る手数料の額は、申請住戸数により算定する。 ウ 認定を受けた長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画を変更する場合の手数料の額は、2分の1の額とする。	
		戸建て住宅	1 件	1 万2, 900円	増改築等をする場合は、1 万9, 400円			戸建て住宅	1 件	1 万2, 900円	増改築等をする場合は、1 万9, 400円
		共同住宅等						共同住宅等			
		10戸以下	1 件	1 万2, 900円に申請住戸数から1を減じた数に2, 900円を乗じて得た額を加えた額	増改築等をする場合は、1 万9, 400円に申請住戸数から1を減じた数に4, 200円を乗じて得た額を加えた額			10戸以下	1 件	1 万2, 900円に申請住戸数から1を減じた数に2, 900円を乗じて得た額を加えた額	増改築等をする場合は、1 万9, 400円に申請住戸数から1を減じた数に4, 200円を乗じて得た額を加えた額
		11戸以上100戸以下	1 件	3 万9, 000円に申請住戸数から10を減じた数に1, 300円を乗じて得た額	増改築等をする場合は、5 万8, 000円に申請住戸数から10を減じた数に2, 000円を乗じて得た額を加えた額			11戸以上100戸以下	1 件	3 万9, 000円に申請住戸数から10を減じた数に1, 300円を乗じて得た額	増改築等をする場合は、5 万8, 000円に申請住戸数から10を減じた数に2, 000円を乗じて得た額を加えた額

改正後						改正前					
				を加えた額					を加えた額		
		101戸以上200戸以下	1件	16万円に申請住戸数から100を減じた数に1,100円を乗じて得た額を加えた額	増改築等をする場合は、24万1,000円に申請住戸数から100を減じた数に1,600円を乗じて得た額を加えた額			101戸以上200戸以下	1件	16万円に申請住戸数から100を減じた数に1,100円を乗じて得た額を加えた額	増改築等をする場合は、24万1,000円に申請住戸数から100を減じた数に1,600円を乗じて得た額を加えた額
		201戸以上300戸以下	1件	27万3,000円に申請住戸数から200を減じた数に700円を乗じて得た額を加えた額	増改築等をする場合は、40万9,000円に申請住戸数から200を減じた数に1,100円を乗じて得た額を加えた額			201戸以上300戸以下	1件	27万3,000円に申請住戸数から200を減じた数に700円を乗じて得た額を加えた額	増改築等をする場合は、40万9,000円に申請住戸数から200を減じた数に1,100円を乗じて得た額を加えた額
		301戸以上	1件	34万6,000円に申請住戸数から300を減じた数に400円を乗じて得た額を加えた額 (39万3,000円を上限とする。)	増改築等をする場合は、51万9,000円に申請住戸数から300を減じた数に700円を乗じて得た額を加えた額 (58万9,000円を上限とする。)			301戸以上	1件	34万6,000円に申請住戸数から300を減じた数に400円を乗じて得た額を加えた額 (39万3,000円を上限とする。)	増改築等をする場合は、51万9,000円に申請住戸数から300を減じた数に700円を乗じて得た額を加えた額 (58万9,000円を上限とする。)
	住宅性能評価書又は住宅性能評価書の写しを提出する場合の審査				ア 住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書 (同法第6条の2第4項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものに限る。)をいう。		住宅性能評価書又は住宅性能評価書の写しを提出する場合の審査				ア 住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書 (同法第6条の2第4項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものに限る。)をいう。

改正後					改正前				
				イ 共同住宅等に係る手数料の額は、申請住戸数により算定する。 ウ 認定を受けた長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画を変更する場合の手数料の額は、2分の1の額とする。					イ 共同住宅等に係る手数料の額は、申請住戸数により算定する。 ウ 認定を受けた長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画を変更する場合の手数料の額は、2分の1の額とする。
	戸建て住宅	1件	1万2,900円	長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合は、1万9,400円		戸建て住宅	1件	1万2,900円	長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合は、1万9,400円
	共同住宅等					共同住宅等			
	10戸以下	1件	1万2,900円に申請住戸数から1を減じた数に2,900円を乗じて得た額を加えた額	長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合は、1万9,400円に申請住戸数から1を減じた数に4,200円を乗じて得た額を加えた額		10戸以下	1件	1万2,900円に申請住戸数から1を減じた数に2,900円を乗じて得た額を加えた額	長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合は、1万9,400円に申請住戸数から1を減じた数に4,200円を乗じて得た額を加えた額
	11戸以上100戸以下	1件	3万9,000円に申請住戸数から10を減じた数に1,300円を乗じて得た額を加えた額	長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合は、5万8,000円に申請住戸数から10を減じた数に2,000円を乗じて得た額を加えた額		11戸以上100戸以下	1件	3万9,000円に申請住戸数から10を減じた数に1,300円を乗じて得た額を加えた額	長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合は、5万8,000円に申請住戸数から10を減じた数に2,000円を乗じて得た額を加えた額
	101戸以上200戸以下	1件	16万円に申請住戸数から100を減じた数に1,100円を乗じて得た額を加	長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合は、24万1,000円に申請住戸数から100を減じた数に1,600円を乗じて得た額を加えた額		101戸以上200戸以下	1件	16万円に申請住戸数から100を減じた数に1,100円を乗じて得た額を加	長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合は、24万1,000円に申請住戸数から100を減じた数に1,600円を乗じて得た額を加えた額

改正後						改正前					
				えた額					えた額		
		201戸以上300戸以下	1件	27万3,000円に申請住戸数から200を減じた数に700円を乗じて得た額を加えた額	長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合は、40万9,000円に申請住戸数から200を減じた数に1,100円を乗じて得た額を加えた額			201戸以上300戸以下	1件	27万3,000円に申請住戸数から200を減じた数に700円を乗じて得た額を加えた額	長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合は、40万9,000円に申請住戸数から200を減じた数に1,100円を乗じて得た額を加えた額
		301戸以上	1件	34万6,000円に申請住戸数から300を減じた数に400円を乗じて得た額を加えた額(39万3,000円を上限とする。)	長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合は、51万9,000円に申請住戸数から300を減じた数に700円を乗じて得た額を加えた額(58万9,000円を上限とする。)			301戸以上	1件	34万6,000円に申請住戸数から300を減じた数に400円を乗じて得た額を加えた額(39万3,000円を上限とする。)	長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合は、51万9,000円に申請住戸数から300を減じた数に700円を乗じて得た額を加えた額(58万9,000円を上限とする。)
低炭素建築物新築等計画(計画の変更を含む。以下同じ。)の認定				ア 戸建て住宅について認定を受けようとする場合の手数料の額は、戸建て住宅に係る審査の欄に掲げる額	ア 1申請をもって1件とする。 イ 工場等とは、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用状況に関してこれらに類するものをいう。 ウ <u>適合審査とは、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることについての審査をいう。</u> エ <u>住宅性能評価とは、住</u>	低炭素建築物新築等計画(計画の変更を含む。以下同じ。)の認定				ア 戸建て住宅について認定を受けようとする場合の手数料の額は、戸建て住宅に係る審査の欄に掲げる額	ア 1申請をもって1件とする。 イ 工場等とは、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用状況に関してこれらに類するものをいう。 ウ <u>認定基準適合図書とは、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する図書をいう。</u>

改正後				改正前			
		う。以下同じ。)の全体又は複合建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)及び非住宅部分(建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)を有する建築物をいう。以下同じ。)の住宅部分について認定を受けようとする	<u>宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価をいう。</u>			う。以下同じ。)の全体又は複合建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)及び非住宅部分(建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)を有する建築物をいう。以下同じ。)の住宅部分について認定を受けようとする	

改正後				改正前			
		る場合の手 数料の額は、 共同住宅等 に係る審査 の欄の総住 戸数の欄に 掲げる区分 に応じて定 める額に共 同住宅等に 係る審査の 欄の共用部 分の欄に掲 げる区分に 応じて定め る額を加え た額 ウ 住宅部分 を有しない 建築物の全 体又は複合 建築物の非 住宅部分に ついて認定 を受けよう とする場合 の手数料の 額は、非住宅 部分のうち 工場等以外 の部分に係 る審査の欄				る場合の手 数料の額は、 共同住宅等 に係る審査 の欄の総住 戸数の欄に 掲げる区分 に応じて定 める額に共 同住宅等に 係る審査の 欄の共用部 分の欄に掲 げる区分に 応じて定め る額を加え た額 ウ 住宅部分 を有しない 建築物の全 体又は複合 建築物の非 住宅部分に ついて認定 を受けよう とする場合 の手数料の 額は、非住宅 部分のうち 工場等以外 の部分に係 る審査の欄	

改正後				改正前			
		に掲げる区分に応じて定める額に非住宅部分のうち工場等の部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額を加えた額 エ 複合建築物の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、共同住宅等に係る審査の欄の総住戸数の欄に掲げる区分に応じて定める額に共同住宅等に係る審査の欄の共用部分の欄に掲げる区分に応じて定める額を加えた額に、				に掲げる区分に応じて定める額に非住宅部分のうち工場等の部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額を加えた額 エ 複合建築物の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、共同住宅等に係る審査の欄の総住戸数の欄に掲げる区分に応じて定める額に共同住宅等に係る審査の欄の共用部分の欄に掲げる区分に応じて定める額を加えた額に、	

改正後				改正前			
		非住宅部分のうち工場等以外の部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額及び非住宅部分のうち工場等の部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額を加えた額 オ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第2項の規定による審査を申し出る場合の手数料の額は、低炭素建築物新築等計画の認定に係る手数料の額に、建築物				非住宅部分のうち工場等以外の部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額及び非住宅部分のうち工場等の部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額を加えた額 オ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第2項の規定による審査を申し出る場合の手数料の額は、低炭素建築物新築等計画の認定に係る手数料の額に、建築物	

改正後				改正前			
		に関する確認又は計画通知に係る審査を申し出る場合は建築物に関する確認又は計画通知の項に定める手数料の額を、建築設備に関する確認又は計画通知に係る審査を申し出る場合は建築設備に関する確認又は計画通知の項に定める手数料の額を加えた額				に関する確認又は計画通知に係る審査を申し出る場合は建築物に関する確認又は計画通知の項に定める手数料の額を、建築設備に関する確認又は計画通知に係る審査を申し出る場合は建築設備に関する確認又は計画通知の項に定める手数料の額を加えた額	
戸建て住宅に係る審査	1 件	3 万8,000円	ア <u>適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては、5,000円</u> イ <u>誘導仕様基準に適合させる場合（適合審査又は住宅性能評価を受けた場合を除く。以下同じ。）にあっては、1 万9,000円</u>	戸建て住宅に係る審査	1 件	3 万7,000円	ア <u>認定基準適合図書を提出する場合は、5,000円</u> イ <u>認定を受けた低炭素建築物新築等計画を変更する場合の手数料の額は、2 分の 1 の額とする。</u>

改正後					改正前				
				ウ <u>基準省令第10条第2号イ(2)及び第10条第2号ロ(1)又は基準省令第10条第2号イ(1)及び第10条第2号ロ(2)の基準</u> (以下「誘導仕様・計算併用基準」という。)に適合させる場合にあつては、 <u>2万8,000円</u>					
				エ <u>認定を受けた低炭素建築物新築等計画を変更する場合の手数料の額は、2分の1の額とする。</u>					
	共同住宅等に係る審査			ア 手数料の額は、総住戸数により算定する。 イ 認定を受けた低炭素建築物新築等計画を変更する場合の手数料の額は、変更に係る住戸数に応じた区分により算定した手数料の額の2分の1の額とする。		共同住宅等に係る審査			ア 手数料の額は、総住戸数により算定する。 イ 認定を受けた低炭素建築物新築等計画を変更する場合の手数料の額は、変更に係る住戸数に応じた区分により算定した手数料の額の2分の1の額とする。
	総住戸数					総住戸数			
	1戸	1件	3万8,000円	<u>適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあつては5,000円、誘導仕様基準に適合させる場合にあつては1万9,000円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては2万8,000円</u>		1戸	1件	3万7,000円	<u>認定基準適合図書を提出する場合は、5,000円</u>

改正後					改正前						
		2戸以上5戸以下	1件	7万6,000円	適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあつては1万円、誘導仕様基準に適合させる場合にあつては3万6,000円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては5万6,000円			2戸以上10戸以下	1件	3万7,000円に申請住戸数から1を減じた数に7,600円を乗じて得た額を加えた額	認定基準適合図書を提出する場合は、5,000円に申請住戸数から1を減じた数に1,300円を乗じて得た額を加えた額
		6戸以上10戸以下	1件	10万7,000円	適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあつては1万8,000円、誘導仕様基準に適合させる場合にあつては5万3,000円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては7万9,000円						
		11戸以上25戸以下	1件	15万1,000円	適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあつては3万円、誘導仕様基準に適合させる場合にあつては7万5,000円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては11万3,000円			11戸以上100戸以下	1件	10万6,000円に申請住戸数から10を減じた数に2,200円を乗じて得た額を加えた額	認定基準適合図書を提出する場合は、1万7,000円に申請住戸数から10を減じた数に700円を乗じて得た額を加えた額
		26戸以上50戸以下	1件	21万7,000円	適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあつては5万円、誘導仕様基準に適合させる場合にあつては11万4,000円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては16万5,000円						
		51戸以上100戸以下	1件	31万1,000円	適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあつては8万9,000円、誘導仕様基準に						

改正後						改正前					
					適合させる場合にあつては17万2,000円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては24万1,000円						
		101戸以上200戸以下	1 件	42万1,000円	適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあつては14万1,000円、誘導仕様基準に適合させる場合にあつては24万6,000円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては33万3,000円		101戸以上200戸以下	1 件	30万9,000円に申請住戸数から100を減じた数に1,000円を乗じて得た額を加えた額	認定基準適合図書を提出する場合は、8万8,000円に申請住戸数から100を減じた数に500円を乗じて得た額を加えた額	
		201戸以上300戸以下	1 件	55万2,000円	適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあつては17万8,000円、誘導仕様基準に適合させる場合にあつては31万8,000円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては43万4,000円		201戸以上	1 件	41万8,000円に申請住戸数から200を減じた数に800円を乗じて得た額を加えた額(64万4,000円を上限とする。)	認定基準適合図書を提出する場合は、13万9,000円に申請住戸数から200を減じた数に200円を乗じて得た額を加えた額(18万8,000円を上限とする。)	
		301戸以上	1 件	64万8,000円	適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあつては18万9,000円、誘導仕様基準に適合させる場合にあつては36万1,000円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては50万4,000円						
		共用部分			ア 手数料の額は、申請部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定する。 イ 認定を受けた低炭素建築物新築等計画を変更す		共用部分			ア 手数料の額は、申請部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定する。 イ 認定を受けた低炭素建築物新築等計画を変更す	

改正後						改正前					
					る場合の手数料の額は、 変更に係る部分の床面積 の合計面積に応じた区分 により算定した手数料の 額の2分の1の額とす る。					る場合の手数料の額は、 変更に係る部分の床面積 の合計面積に応じた区分 により算定した手数料の 額の2分の1の額とす る。	
		300平方メ ートル以内	1 件	12万1,000円	適合審査又は住宅性能評価 を受けた場合にあつては、 1万円			300平方メ ートル以内	1 件	11万9,000円	認定基準適合図書を提出す る場合は、1万円
		300平方メ ートル超2, 000平方メ ートル以内	1 件	19万9,000円	適合審査又は住宅性能評価 を受けた場合にあつては、 3万円			300平方メ ートル超2, 000平方メ ートル以内	1 件	19万7,000円	認定基準適合図書を提出す る場合は、2万9,000円
		2,000平方 メートル超 5,000平方 メートル以 内	1 件	31万円	適合審査又は住宅性能評価 を受けた場合にあつては、 8万9,000円			2,000平方 メートル超 5,000平方 メートル以 内	1 件	30万8,000円	認定基準適合図書を提出す る場合は、8万8,000円
		5,000平方 メートル超 1万平方メ ートル以 内	1 件	39万8,000円	適合審査又は住宅性能評価 を受けた場合にあつては、1 4万1,000円			5,000平方 メートル超 10,000平方 メートル以 内	1 件	39万5,000円	認定基準適合図書を提出す る場合は、13万9,000円
		1万平方メ ートル 超 2万5,000 平方メー トル以 内	1 件	47万6,000円	適合審査又は住宅性能評価 を受けた場合にあつては、1 7万8,000円			10,000平方 メートル超 25,000平方 メートル 以内	1 件	47万2,000円	認定基準適合図書を提出す る場合は、17万6,000円
		2万5,000 平方メー トル超	1 件	55万4,000円	適合審査又は住宅性能評価 を受けた場合にあつては、2 2万2,000円			25,000平方 メートル 超	1 件	55万1,000円	認定基準適合図書を提出す る場合は、22万1,000円

改正後					改正前				
非住宅部分のうち工場等以外の部分に係る審査			ア 手数料の額は、申請部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定する。 イ 認定を受けた低炭素建築物新築等計画を変更する場合の手数料の額は、変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定した手数料の額の2分の1の額とする。		非住宅部分のうち工場等以外の部分に係る審査			ア 手数料の額は、申請部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定する。 イ 認定を受けた低炭素建築物新築等計画を変更する場合の手数料の額は、変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定した手数料の額の2分の1の額とする。	
300平方メートル以内	1 件	26万6,000円	適合審査を受けた場合は、 1万円		300平方メートル以内	1 件	26万4,000円	認定基準適合図書を提出する場合は、1万円	
300平方メートル超2,000平方メートル以内	1 件	42万5,000円	適合審査を受けた場合は、 3万円		300平方メートル超2,000平方メートル以内	1 件	42万2,000円	認定基準適合図書を提出する場合は、2万9,000円	
2,000平方メートル超5,000平方メートル以内	1 件	60万5,000円	適合審査を受けた場合は、 8万9,000円		2,000平方メートル超5,000平方メートル以内	1 件	60万1,000円	認定基準適合図書を提出する場合は、8万8,000円	
5,000平方メートル超1万平方メートル以内	1 件	74万2,000円	適合審査を受けた場合は、14万1,000円		5,000平方メートル超10,000平方メートル以内	1 件	73万7,000円	認定基準適合図書を提出する場合は、13万9,000円	
1万平方メートル超2万5,000平方メートル以内	1 件	87万4,000円	適合審査を受けた場合は、 17万8,000円		10,000平方メートル超25,000平方メートル以内	1 件	86万9,000円	認定基準適合図書を提出する場合は、17万6,000円	
2万5,000平方メートル以内	1 件	99万8,000円	適合審査を受けた場合は、29万8,000円		25,000平方メートル以内	1 件	99万3,000円	認定基準適合図書を提出する場合は、29万3,000円	

改正後					改正前				
	メートル超			2万2,000円		メートル 超			る場合は、22万1,000円
	非住宅部分のうち工場等の部分に係る審査			ア 手数料の額は、申請部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定する。 イ 認定を受けた低炭素建築物新築等計画を変更する場合の手数料の額は、変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定した手数料の額の2分の1の額とする。		非住宅部分のうち工場等の部分に係る審査			ア 手数料の額は、申請部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定する。 イ 認定を受けた低炭素建築物新築等計画を変更する場合の手数料の額は、変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定した手数料の額の2分の1の額とする。
	300平方メートル以内	1 件	12万1,000円	適合審査を受けた場合は、 1 万円		300平方メートル以内	1 件	11万9,000円	認定基準適合図書を提出する場合は、1 万円
	300平方メートル超2,000平方メートル以内	1 件	19万9,000円	適合審査を受けた場合は、 3 万円		300平方メートル超2,000平方メートル以内	1 件	19万7,000円	認定基準適合図書を提出する場合は、2 万9,000円
	2,000平方メートル超5,000平方メートル以内	1 件	31万円	適合審査を受けた場合は、 8 万9,000円		2,000平方メートル超5,000平方メートル以内	1 件	30万8,000円	認定基準適合図書を提出する場合は、8 万8,000円
	5,000平方メートル超1万平方メートル以内	1 件	39万8,000円	適合審査を受けた場合は、1 4万1,000円		5,000平方メートル超10,000平方メートル以内	1 件	39万5,000円	認定基準適合図書を提出する場合は、13万9,000円
	1 万平方メートル 超 2 万 5,000平方メートル以内	1 件	47万6,000円	適合審査を受けた場合は、1 7万8,000円		10,000平方メートル超25,000平方メートル以内	1 件	47万2,000円	認定基準適合図書を提出する場合は、17万6,000円

改正後					改正前						
		2万5,000平方メートル超	1件	55万4,000円	適合審査を受けた場合は、22万2,000円			25,000平方メートル超	1件	55万1,000円	認定基準適合図書を提出する場合は、22万1,000円
要除却認定マンション建替えにおける容積率の特例許可			1件	16万円	1申請をもって1件とする。	要除却認定マンション建替えにおける容積率の特例許可			1件	16万円	1申請をもって1件とする。
認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可			1件	16万円	1申請をもって1件とする。	認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可			1件	16万円	1申請をもって1件とする。
建築物エネルギー消費性能確保計画（計画の変更を含む。以下同じ。）の適合性判定		<u>ア 戸建ての住宅について適合性判定を受けようとする場合の手数料の額は、戸建ての住宅に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額</u>	<u>イ 共同住宅等について適合性判定を受けようとする場合の手数料の額は、共同住宅等に係る審査の欄に掲げる区分</u>	モデル建築物消費性能基準とは、 <u>基準省令</u>		建築物エネルギー消費性能確保計画（計画の変更を含む。以下同じ。）の適合性判定		<u>ア 工場等部分（工場、危険物の貯蔵又は処理に供する施設、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他エネルギー消費量に関してこれらに類する施設の用途に供する部分をいう。以下同じ。）を有する建築物に</u>	モデル建築物消費性能基準とは、 <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号ロの基準をいう。</u>		

改正後				改正前			
		に<u>応じて定める額</u> ウ <u>工場等部分（工場、危険物の貯蔵又は処理に供する施設、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他エネルギー消費量に関してこれらに類する施設の用途に供する部分をいう。以下同じ。）を有する建築物について適合性判定を受けようとする場合の手数料の額は、工場等部分に係る審査の欄に掲げ</u>				<u>ついて適合性判定を受けようとする場合の手数料の額は、工場等部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額</u> イ <u>工場等部分以外の部分（非住宅部分に限る。以下同じ。）を有する建築物について適合性判定を受けようとする場合の手数料の額は、工場等部分以外の部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額</u> ウ <u>工場等部分及び工場等部分以外</u>	

改正後				改正前				
		<u>る区分に応じて定める額</u> エ <u>工場等部分以外の部分（非住宅部分に限る。以下同じ。）を有する建築物について適合性判定を受けようとする場合の手数料の額は、工場等部分以外の部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額</u> オ <u>工場等部分及び工場等部分以外の部分を有する建築物について適合性判定を受けようとする場合の手数料の額は、工場等</u>					<u>の部分</u> を有する建築物について適合性判定を受けようとする場合の手数料の額は、工場等部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額に工場等部分以外の部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額を加えた額	

改正後				改正前				
		分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額に工場等部分以外の部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額を加えた額						
戸建ての住宅に係る審査			ア 手数料の額は、適合性判定を受けようとする部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定する。 イ 適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画を変更する場合の手数料の額は、変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定した手数料の額の2分の1の額とする。 ウ 仕様・計算併用基準とは、基準省令第1条第1項第2号イ(2)若しくは第10条第2号イ(2)及び第1条第1項第2号ロ(1)若しくは第10条第2					

改正後					改正前				
				<u>号ロ(1)又は基準省令第1条第1項第2号イ(1)若しくは第10条第2号イ(1)及び第1条第1項第2号ロ(2)若しくは第10条第2号ロ(2)の基準をいう。</u>					
	<u>200平方メートル未満</u>	1件	3万8,000円	<u>仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあつては1万9,000円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては2万8,000円</u>					
	<u>200平方メートル以上</u>	1件	4万2,000円	<u>仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあつては2万1,000円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては3万1,000円</u>					
	<u>共同住宅等に係る審査</u>			<u>ア 手数料の額は、適合性判定を受けようとする建築物の住宅部分（仕様基準に適合させる場合にあつては基準省令第1条第1項第2号に規定する住宅部分、誘導仕様基準に適合させる場合にあつては基準省令第10条第1項第2号に規定する住宅部分をいう。次項において同じ。）の床面積の合計面積に応じた区分により算定する。</u>					

改正後					改正前				
				イ <u>適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画を変更する場合の手数料の額は、変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定した手数料の額の2分の1の額とする。</u>					
	300平方メートル未満	1 件	7 万6, 000円	仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあつては3 万6, 000円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては5 万6, 000円					
	300平方メートル以上2, 000平方メートル未満	1 件	12 万7, 000円	仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあつては6 万3, 000円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては9 万5, 000円					
	2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満	1 件	21 万7, 000円	仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあつては11 万4, 000円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては16 万5, 000円					
	5, 000平方メートル以上	1 件	31 万1, 000円	仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあつては17 万2, 000円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては24 万1, 000円					
	工場等部分に係る審査			ア 手数料の額は、適合性判定を受けようとする部分の床面積の合計面積に	工場等部分に係る審査				ア 手数料の額は、適合性判定を受けようとする部分の床面積の合計面積に

改正後					改正前				
				応じた区分により算定する。 イ 適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画を変更する場合の手数料の額は、変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定した手数料の額の2分の1の額とする。					応じた区分により算定する。 イ 適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画を変更する場合の手数料の額は、変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定した手数料の額の2分の1の額とする。
	300平方メートル未満	1件	2万5,000円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、 <u>2万1,000円</u>		300平方メートル未満	1件	2万4,000円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、 <u>1万9,000円</u>
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	3万4,000円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、 <u>2万9,000円</u>		300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	3万2,000円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、 <u>2万8,000円</u>
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	4万7,000円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、 <u>4万1,000円</u>		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	4万5,000円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、 <u>3万9,000円</u>
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	11万3,000円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、 <u>10万5,000円</u>		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	10万7,000円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、 <u>10万円</u>
	5,000平方メートル以上 <u>1万平方メートル</u> 未満	1件	16万7,000円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、 <u>15万8,000円</u>		5,000平方メートル以上 <u>10,000平方メートル</u> 未満	1件	15万9,000円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、 <u>15万1,000円</u>
	<u>1万平方メートル</u> 以上 <u>2</u>	1件	20万6,000円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、 <u>19</u>		<u>10,000平方メートル</u> 以上 <u>25,</u>	1件	19万7,000円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、 <u>18</u>

改正後					改正前				
	万5,000平方メートル未満			万7,000円		000平方メートル 未満			万8,000円
	2万5,000平方メートル以上	1件	25万5,000円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、 <u>24万4,000円</u>		25,000平方メートル 以上	1件	24万4,000円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、 <u>23万4,000円</u>
工場等部分以外の部分に係る審査					工場等部分以外の部分に係る審査				
				ア 手数料の額は、適合性判定を受けようとする部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定する。 イ 適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画を変更する場合の手数料の額は、変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定した手数料の額の2分の1の額とする。					ア 手数料の額は、適合性判定を受けようとする部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定する。 イ 適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画を変更する場合の手数料の額は、変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定した手数料の額の2分の1の額とする。
	300平方メートル未満	1件	25万2,000円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、 <u>9万6,000円</u>		300平方メートル未満	1件	24万1,000円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、 <u>9万2,000円</u>
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	31万5,000円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、 <u>12万2,000円</u>		300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	30万2,000円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、 <u>11万7,000円</u>
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	40万7,000円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、 <u>16万1,000円</u>		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	39万円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、 <u>15万4,000円</u>
	2,000平方メートル以上	1件	58万1,000円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、 <u>24万4,000円</u>		2,000平方メートル以上	1件	55万7,000円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、 <u>23万4,000円</u>

改正後					改正前				
		トル以上5,000平方メートル未満			に適合している場合は、 <u>26万1,000円</u>				に適合している場合は、 <u>25万円</u>
		5,000平方メートル以上 <u>1万平方メートル</u> 未満	1件	<u>71万6,000円</u>	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、 <u>34万1,000円</u>		1件	<u>68万6,000円</u>	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、 <u>32万7,000円</u>
		<u>1万平方メートル</u> 以上 <u>2万5,000平方メートル</u> 未満	1件	<u>84万6,000円</u>	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、 <u>41万円</u>		1件	<u>81万1,000円</u>	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、 <u>39万3,000円</u>
		<u>2万5,000平方メートル</u> 以上	1件	<u>96万5,000円</u>	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、 <u>48万1,000円</u>		1件	<u>92万5,000円</u>	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、 <u>46万1,000円</u>
建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更 ^イ に該当していることを証する書面の交付		ア <u>戸建ての住宅について当該書面の交付を受けようとする場合の手数料の額は、戸建ての住宅に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額</u> イ <u>共同住宅等について当該書面の交付を受け</u>		ア モデル建築物消費性能基準とは、基準省令第1条第1項第1号ロの基準をいう。 イ 軽微な変更とは、変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかなる変更をいう。		建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更 ^イ に該当していることを証する書面の交付		ア <u>工場等部分</u> を有する <u>建築物について当該書面の交付を受けようとする場合の手数料の額は、工場等部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額</u> イ <u>工場等部分以外の部分</u> を有する	

改正後				改正前			
		<u>ようとする</u> <u>場合の手数</u> <u>料の額は、共</u> <u>同住宅等に</u> <u>係る審査の</u> <u>欄に掲げる</u> <u>区分に応じ</u> <u>て定める額</u> ウ <u>工場等部</u> <u>分を有する</u> <u>建築物につ</u> <u>いて当該書</u> <u>面の交付を</u> <u>受けようと</u> <u>する場合の</u> <u>手数料の額</u> <u>は、工場等部</u> <u>分に係る審</u> <u>査の欄に掲</u> <u>げる区分に</u> <u>応じて定め</u> <u>る額</u> エ <u>工場等部</u> <u>分以外の部</u> <u>分を有する</u> <u>建築物につ</u> <u>いて当該書</u> <u>面の交付を</u> <u>受けようと</u> <u>する場合の</u> <u>手数料の額</u> <u>は、工場等部</u>				<u>建築物につ</u> <u>いて当該書</u> <u>面の交付を</u> <u>受けようと</u> <u>する場合の</u> <u>手数料の額</u> <u>は、工場等部</u> <u>分以外の部</u> <u>分に係る審</u> <u>査の欄に掲</u> <u>げる区分に</u> <u>応じて定め</u> <u>る額</u> ウ <u>工場等部</u> <u>分及び工場</u> <u>等部分以外</u> <u>の部分をも</u> <u>有する建築</u> <u>物について</u> <u>当該書面の</u> <u>交付を受け</u> <u>ようとする</u> <u>場合の手数</u> <u>料の額は、工場</u> <u>等部分に係</u> <u>る審査の欄</u> <u>に掲げる区</u> <u>分に応じて</u> <u>定める額に</u> <u>工場等部分</u> <u>以外の部分</u> <u>に係る審査</u>	

改正後				改正前			
		<u>分以外の部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額</u> オ <u>工場等部分及び工場等部分以外の部分を有する建築物について当該書面の交付を受けようとする場合の手数料の額は、工場等部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額に工場等部分以外の部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額を加えた額</u>				<u>の欄に掲げる区分に応じて定める額を加えた額</u>	
戸建ての住宅に係			手数料の額は、軽微な変更				

改正後				改正前				
る審査								
200平方メートル未満	1 件	1 万9,000円	仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあつては9,500円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては1万4,000円					
200平方メートル以上	1 件	2 万1,000円	仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあつては1万500円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては1万5,500円					
共同住宅等に係る審査								
300平方メートル未満	1 件	3 万8,000円	仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあつては1万8,000円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては2万8,000円					
300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1 件	6 万3,500円	仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあつては3万1,500円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては4万7,500円					
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1 件	10万8,500円	仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあつては5万7,000円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては8万2,500円					

改正後				改正前			
	5,000平方メートル未満	1 件	15万5,500円	仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあつては8万6,000円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては12万500円			
工場等部分に係る審査				手数料の額は、軽微な変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定する。			
	300平方メートル未満	1 件	1 万2,500円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、 <u>1 万500円</u>			
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1 件	1 万7,000円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、 <u>1 万4,500円</u>			
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1 件	2 万3,500円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、 <u>2 万500円</u>			
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1 件	5 万6,500円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、 <u>5 万2,500円</u>			
	5,000平方メートル以上1 万平方メートル未満	1 件	8 万3,500円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、 <u>7 万9,000円</u>			
	1 万平方メートル 以上2 万5,000平方メートル未満	1 件	10万3,000円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、 <u>9 万8,500円</u>			

改正後					改正前				
	1 トル未満					ル 未満			
	2 万5,000平方メートル以上	1 件	12万7,500円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、12万2,000円		25,000平方メートル以上	1 件	12万2,000円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、11万7,000円
	工場等部分以外の部分に係る審査			手数料の額は、軽微な変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定する。		工場等部分以外の部分に係る審査			手数料の額は、軽微な変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定する。
	300平方メートル未満	1 件	12万6,000円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、4万8,000円		300平方メートル未満	1 件	12万500円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、4万6,000円
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1 件	15万7,500円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、6万1,000円		300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1 件	15万1,000円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、5万8,500円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1 件	20万3,500円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、8万500円		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1 件	19万5,000円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、7万7,000円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1 件	29万500円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、13万500円		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1 件	27万8,500円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、12万5,000円
	5,000平方メートル以上1 万平方メートル未満	1 件	35万8,000円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、17万500円		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1 件	34万3,000円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、16万3,500円
	1 万平方メートル以上2 万5,000平方	1 件	42万3,000円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、20万5,000円		10,000平方メートル以上25,000平方メートル	1 件	40万5,500円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、19万6,500円

改正後						改正前					
		メートル未満	1 件	48万2,500円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、 <u>24万500円</u>			ル 未満	1 件	46万2,500円	モデル建築物消費性能基準に適合している場合は、 <u>23万500円</u>
		2 万5,000平方						25,000平方メ			
		メートル以上						ートル 以上			
建築物エネルギー消費性能向上計画（計画の変更を含む。以下同じ。）の認定						建築物エネルギー消費性能向上計画（計画の変更を含む。以下同じ。）の認定					
						ア 戸建て住宅について認定を受けようとする場合の手数料の額は、戸建て住宅に係る審査の欄に掲げる <u>区分に応じ</u> <u>て定める額</u>					
						イ 共同住宅等の全体又は複合建築物の住宅部分について認定を受けようとする場合の手数料の額は、共同住宅等に係る審査の欄に掲げる <u>区分に応じ</u> <u>て定める額</u>					
						ウ 住宅部分を有しない					

改正後				改正前			
		建築物の全体又は複合建築物の非住宅部分について認定を受けようとする場合の手数料の額は、非住宅部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額				建築物の全体又は複合建築物の非住宅部分について認定を受けようとする場合の手数料の額は、非住宅部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額	
		エ 複合建築物の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、共同住宅等に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額に非住宅部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額を加えた額				エ 複合建築物の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、共同住宅等に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額に非住宅部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額を加えた額	

改正後				改正前			
		オ 建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項を記載しようとする建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「複数建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）について認定を受けようとする場合の手数料の額は、当該計画に係る建築物（認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画又は複数建築物エネルギー消費性能向上計画における建築物に変更の事				オ 建築物省エネ法第34条第3項各号に掲げる事項を記載しようとする建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「複数建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）について認定を受けようとする場合の手数料の額は、当該計画に係る建築物（認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画又は複数建築物エネルギー消費性能向上計画における建築物に変更の事	

改正後				改正前			
		由が生じる場合は、変更の事由が生じる建築物、認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画又は複数建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項を記載しようとする場合は、当該記載に係る建築物) 1棟ごとにアからエまでに定める額を合算した額 カ 建築物省エネ法第30条第2項の規定により審査を申し				由が生じる場合は、変更の事由が生じる建築物、認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画又は複数建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに建築物省エネ法第34条第3項各号に掲げる事項を記載しようとする場合は、当該記載に係る建築物) 1棟ごとにアからエまでに定める額を合算した額 カ 建築物省エネ法第35条第2項の規定により審査を申し	

改正後				改正前			
		出の場合の 手数料の額 は、建築物エ ネルギー消 費性能向上 計画の認定 に係る手数 料の額に、建 築物に關す る確認又は 計画通知に 係る審査を 申し出る場 合は建築物 に関する確 認又は計画 通知の項に 定める手数 料の額を、建 築設備に關 する確認又 は計画通知 に係る審査 を申し出る 場合は建築 設備に關す る確認又は 計画通知の 項に定める 手数料の額 を加えた額				出の場合の 手数料の額 は、建築物エ ネルギー消 費性能向上 計画の認定 に係る手数 料の額に、建 築物に關す る確認又は 計画通知に 係る審査を 申し出る場 合は建築物 に関する確 認又は計画 通知の項に 定める手数 料の額を、建 築設備に關 する確認又 は計画通知 に係る審査 を申し出る 場合は建築 設備に關す る確認又は 計画通知の 項に定める 手数料の額 を加えた額	

改正後				改正前			
戸建て住宅に係る 審査			ア <u>手数料の額は、申請部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定する。</u> イ 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画における建築物に変更の事由が生じる場合の当該変更の事由が生じる建築物に係る手数料の額は、2分の1の額とする。	戸建て住宅に係る 審査	1 件	3 万7, 000円	ア <u>誘導基準適合図書を提出する場合は、5, 100円</u> イ 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画における建築物に変更の事由が生じる場合の当該変更の事由が生じる建築物に係る手数料の額は、2分の1の額とする。
	200平方メートル未満	1 件	3 万8, 000円				誘導基準適合図書を提出する場合は5, 100円、誘導仕様基準に適合させる場合は1万9, 000円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合は2 万8, 000円
	200平方メートル以上	1 件	4 万2, 000円				誘導基準適合図書を提出する場合は5, 100円、誘導仕様基準に適合させる場合は2万1, 000円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合は3 万1, 000円
	共同住宅等に係る 審査						ア 手数料の額は、申請部分の床面積（基準省令第13条第3項第2号に規定する数値による評価により認定を受けようとする場合は、住戸の部分のみの床面積）の合計面積に応じた区分により算定する。

改正後					改正前				
				る。 イ 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画における建築物に変更の事由が生じる場合の当該変更の事由が生じる建築物に係る手数料の額は、変更に係る部分の床面積（基準省令第13条第3項第2号に規定する数値による評価により認定を受けようとする場合は、住戸の部分のみの床面積）の合計面積に応じた区分により算定した手数料の額の2分の1の額とする。					る。 イ 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画における建築物に変更の事由が生じる場合の当該変更の事由が生じる建築物に係る手数料の額は、変更に係る部分の床面積（基準省令第4条第3項第2号に規定する数値による評価により認定を受けようとする場合は、住戸の部分のみの床面積）の合計面積に応じた区分により算定した手数料の額の2分の1の額とする。
	300平方メートル未満	1 件	<u>7 万6, 000円</u>	誘導基準適合図書を提出する場合は <u>1 万円</u> 、誘導仕様基準に適合させる場合は <u>3 万6, 000円</u> 、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合は <u>5 万6, 000円</u>		300平方メートル未満	1 件	<u>7 万5, 000円</u>	誘導基準適合図書を提出する場合は、 <u>1 万円</u>
	300平方メートル以上2, 000平方メートル未満	1 件	<u>12 万7, 000円</u>	誘導基準適合図書を提出する場合は <u>2 万2, 000円</u> 、誘導仕様基準に適合させる場合は <u>1 万9, 000円</u> 、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合は <u>2 万8, 000円</u>		300平方メートル以上2, 000平方メートル未満	1 件	<u>12 万5, 000円</u>	誘導基準適合図書を提出する場合は、 <u>2 万1, 000円</u>
	2, 000平方メートル以上5, 000	1 件	<u>21 万7, 000円</u>	誘導基準適合図書を提出する場合は <u>5 万円</u> 、誘導仕様		2, 000平方メートル以上5, 000	1 件	<u>21 万3, 000円</u>	誘導基準適合図書を提出する場合は、 <u>4 万8, 000円</u>

改正後					改正前				
	平方メートル未満			基準に適合させる場合は1万9,000円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合は2万8,000円		平方メートル未満			
	5,000平方メートル以上	1件	31万1,000円	誘導基準適合図書を提出する場合は8万9,000円、誘導仕様基準に適合させる場合は17万2,000円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合は24万1,000円		5,000平方メートル以上	1件	30万6,000円	誘導基準適合図書を提出する場合は、8万7,000円
非住宅部分に係る審査				ア 手数料の額は、申請部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定する。	非住宅部分に係る審査				ア 手数料の額は、申請部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定する。
				イ 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画における建築物に変更の事由が生じる場合の当該変更の事由が生じる建築物に係る手数料の額は、変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定した手数料の額の2分の1の額とする。					イ 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画における建築物に変更の事由が生じる場合の当該変更の事由が生じる建築物に係る手数料の額は、変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定した手数料の額の2分の1の額とする。
	300平方メートル未満	1件	25万2,000円	誘導基準適合図書を提出する場合は1万円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は9万6,000円		300平方メートル未満	1件	24万8,000円	誘導基準適合図書を提出する場合は1万円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は9万4,000円
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	31万5,000円	誘導基準適合図書を提出する場合は1万8,000円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は24万1,000円		300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	31万円	誘導基準適合図書を提出する場合は1万7,000円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は24万1,000円

改正後					改正前				
	方メートル未満			ル建築物誘導基準に適合している場合は12万2,000円		方メートル未満			ル建築物誘導基準に適合している場合は12万円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	40万7,000円	誘導基準適合図書を提出する場合は3万円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は16万1,000円		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	40万1,000円	誘導基準適合図書を提出する場合は2万9,000円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は15万9,000円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	58万1,000円	誘導基準適合図書を提出する場合は8万9,000円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は26万1,000円		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	57万3,000円	誘導基準適合図書を提出する場合は8万7,000円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は25万7,000円
	5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	1件	71万6,000円	誘導基準適合図書を提出する場合は14万1,000円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は34万1,000円		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	70万5,000円	誘導基準適合図書を提出する場合は13万8,000円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は33万6,000円
	1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	1件	84万6,000円	誘導基準適合図書を提出する場合は17万8,000円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は41万円		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	83万4,000円	誘導基準適合図書を提出する場合は17万5,000円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は40万4,000円
	2万5,000平方メートル以上	1件	96万5,000円	誘導基準適合図書を提出する場合は22万2,000円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は48万1,000円		25,000平方メートル以上	1件	95万1,000円	誘導基準適合図書を提出する場合は21万9,000円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は47万4,000円
(削る)					建築物のエネルギー消費性能の認定 ア 戸建て住宅又は共同住宅等の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、戸建て住宅又				
					イ 1申請をもって1件とする。 イ 消費性能基準適合図書等とは、建築物省エネ法第2条第3号の基準に適合していることを証する図書及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第22項に				

改正後		改正前		
			<u>は共同住宅等に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額</u> イ <u>住宅部分を有しない建築物の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、非</u> <u>住宅部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額</u> ウ <u>複合建築物の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、戸建て住宅又は共同住宅等に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額</u>	<u>規定する検査済証の写しをいう。</u> ウ <u>モデル建築物消費性能基準とは、基準省令第1条第1項第1号ロの基準をいう。</u> エ <u>モデル住宅基準とは、基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)の基準をいう。</u> オ <u>モデル共同住宅基準とは、基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)の基準をいう。</u> カ <u>仕様基準とは、基準省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)の基準をいう。</u>

改正後		改正前			
				<u>に非住宅部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額を加えた額</u>	
		<u>戸建て住宅又は共同住宅等に係る審査</u>			
		<u>戸建て住宅</u>	<u>1 件</u>	<u>3 万7,000円</u>	<u>消費性能基準適合図書等を提出する場合は5,100円、モデル住宅基準又は仕様基準に適合している場合は1万8,000円</u>
		<u>共同住宅等</u>			<u>手数料の額は、申請部分の床面積（基準省令第4条第3項第2号に規定する数値による評価により認定を受けようとする場合は住戸の部分のみの床面積）の合計面積に応じた区分により算定する。</u>
		<u>300平方メートル未満</u>	<u>1 件</u>	<u>7 万5,000円</u>	<u>消費性能基準適合図書等を提出する場合は1万円、モデル共同住宅基準又は仕様基準に適合している場合は3万5,000円</u>
		<u>300平方メートル以上</u>	<u>1 件</u>	<u>12万5,000円</u>	<u>消費性能基準適合図書等を提出する場合は1万円、モデル共同住宅基準又は仕様基準に適合している場合は3万5,000円</u>

改正後				改正前			
			一トール以上			提出する場合は2万1,000円、モデル共同住宅基準又は仕様基準に適合している場合は6万2,000円	
			2,000平方メートル未満				
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	21万3,000円	消費性能基準適合図書等を提出する場合は4万8,000円、モデル共同住宅基準又は仕様基準に適合している場合は11万2,000円	
			5,000平方メートル以上	1件	30万6,000円	消費性能基準適合図書等を提出する場合は8万7,000円、モデル共同住宅基準又は仕様基準に適合している場合は17万円	
			非住宅部分に係る審査			手数料の額は、申請部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定する。	
			300平方メートル未満	1件	24万8,000円	消費性能基準適合図書等を提出する場合は1万円、モデル建築物消費性能基準に適合している場合は9万4,000円	
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	31万円	消費性能基準適合図書等を提出する場合は1万7,000円、モデル建築物消費性能基準に適合している場合は12万円	
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	40万1,000円	消費性能基準適合図書等を提出する場合は2万9,000円、モデル建築物消費性能基準に適合している場合は	

改正後		改正前			
					15万9,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	57万3,000円	消費性能基準適合図書等を提出する場合は8万7,000円、モデル建築物消費性能基準に適合している場合は25万7,000円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	70万5,000円	消費性能基準適合図書等を提出する場合は13万8,000円、モデル建築物消費性能基準に適合している場合は33万6,000円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	83万4,000円	消費性能基準適合図書等を提出する場合は17万5,000円、モデル建築物消費性能基準に適合している場合は40万4,000円
		25,000平方メートル以上	1件	95万1,000円	消費性能基準適合図書等を提出する場合は21万9,000円、モデル建築物消費性能基準に適合している場合は47万4,000円

(6) マンション関係

(新設)

事務の種類	単位	手数料	備考
マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。以下「マンション管理適正化法」という。)第5条の3第1項の規定に基づく管理計画の認定の申請に対す			ア 1申請をもって1件とする。 イ 長期修繕計画とは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成13年国土交通省令第110号)第1条の2第1項第2号に規定する

改正後				改正前
<u>る審査</u> <u>事前確認を受けな</u> <u>い場合</u> <u>長期修繕計画の</u> <u>数</u> <u>1である場合</u> <u>2以上である</u> <u>場合</u>			<u>長期修繕計画をいう。</u>	
<u>事前確認を受ける</u> <u>場合</u> <u>長期修繕計画の</u> <u>数</u> <u>1である場合</u> <u>2以上である</u> <u>場合</u>				
<u>マンション管理適正化</u> <u>法第5条の6第2項に</u> <u>おいて準用する同条第</u> <u>1項の規定に基づく管</u> <u>理計画の認定の更新の</u> <u>申請に対する審査</u>			<u>ア 1申請をもって1件と</u> <u>する。</u> <u>イ 長期修繕計画とは、マ</u> <u>ンションの管理の適正化</u> <u>の推進に関する法律施行</u> <u>規則第1条の2第1項第</u>	

改正後				改正前
			<u>2号に規定する長期修繕計画をいう。</u>	
事前確認を受けない場合 長期修繕計画の数				
	1である場合	1件	2万7,800円	
	2以上である場合	1件	2万7,800円に1を超える長期修繕計画の数に1万6,000円を乗じて得た額を加えた額	
事前確認を受ける場合 長期修繕計画の数				
	1である場合	1件	3,900円	
	2以上である場合	1件	3,900円に1を超える長期修繕計画の数に1,700円を乗じて得た額を加えた額	
マンション管理適正化法第5条の7第1項の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請に対する審査			ア 1申請をもって1件とする。 イ 長期修繕計画とは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行	

改正後				改正前
			規則第1条の2第1項第2号に規定する長期修繕計画をいう。	
管理組合の運営の基準に係るもの 長期修繕計画の数				
1である場合	1件	5,100円		
2以上である場合	1件	5,100円に1を超える長期修繕計画の数に2,800円を乗じて得た額を加えた額		
管理規約の基準に係るもの 長期修繕計画の数				
1である場合	1件	4,200円		
2以上である場合	1件	4,200円に1を超える長期修繕計画の数に2,800円を乗じて得た額を加えた額		
管理組合の経理の基準に係るもの 長期修繕計画の数				
1である場合	1件	4,900円		

改正後				改正前	
		2以上である 場合	1件	4,900円に1を 超える長期修 繕計画の数に 3,000円を乗じ て得た額を加 えた額	
		長期修繕計画の作 成又は見直しの基 準に係るもの			
		長期修繕計画の 数			
		1である場合	1件	1万200円	
		2以上である 場合	1件	1万200円に1 を超える長期 修繕計画の数 に5,300円を乗 じて得た額を 加えた額	
		その他			
		長期修繕計画の 数			
		1である場合	1件	3,200円	
		2以上である 場合	1件	3,200円に1を 超える長期修 繕計画の数に 2,000円を乗じ て得た額を加 えた額	

(7) 開発関係
(略)

(8) 屋外・広告物関係

(6) 開発関係
(略)

(7) 屋外・広告物関係

改正後	改正前
(略) <u>(9)</u> 消防関係 (略) <u>(10)</u> 不服申立関係 (略)	(略) <u>(8)</u> 消防関係 (略) <u>(9)</u> 不服申立関係 (略)

議案第24号

廿日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第24号）

(下線の部分は改正部分)

改正後								改正前						
別表（第2条関係） 退職報償金支給額表								別表（第2条関係） 退職報償金支給額表						
階 級	勤務年数							階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上		5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団 長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 1,079,000	団長	239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000	副団長	229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000	分団長	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000	副分団長	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円
部長及び 班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000	部長及び 班長	204,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円
団 員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000	団員	200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円

過疎地域持続的発展計画の変更について 新旧対照表

○過疎地域持続的発展計画（令和 3 年 9 月）

（下線の部分は改正部分）

変更後					変更前				
5 交通施設の整備、交通手段の確保					5 交通施設の整備、交通手段の確保				
(3) 計画（令和 3 年度～令和 7 年度）					(3) 計画（令和 3 年度～令和 7 年度）				
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通 施設の 整備、 交通手 段の確 保	(1)市町村道 道路	道路整備事業 (無電柱化・美装化事業)	廿日市市		4 交通 施設の 整備、 交通手 段の確 保	(1)市町村道 道路	道路整備事業 (無電柱化・美装化事業)	廿日市市	
		道路整備事業 市道大元多々良線 市道小原砂田線 市道横矢小原線	廿日市市				道路整備事業 市道大元多々良線 市道小原砂田線 (新設)	廿日市市	
		道路維持管理事業 市道大元多々良線（隧道補修）	廿日市市				道路維持管理事業 市道大元多々良線（隧道補修）	廿日市市	
		歩道整備事業 市道市垣内細井原線	廿日市市				歩道整備事業 市道市垣内細井原線	廿日市市	
		橋りょう維持管理事業	廿日市市				橋りょう維持管理事業	廿日市市	
	橋りょう					橋りょう			
	(2)農道	農道水路維持管理事業(再掲)	廿日市市			(2)農道	農道水路維持管理事業(再掲)	廿日市市	
	(3)林道	林道整備事業(再掲)	廿日市市			(3)林道	林道整備事業(再掲)	廿日市市	
	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	民間バス路線運行維持事業 民間路線バス（広電バス津田線・ メイプライナー）の運行支援。	廿日市市			(9) 過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	民間バス路線運行維持事業 民間路線バス（広電バス津田線・ メイプライナー）の運行支援。	廿日市市	
		自主運行バス運営事業 生活交通である各地域の自主運 行バスを運行する。	廿日市市				自主運行バス運営事業 生活交通である各地域の自主運 行バスを運行する。	廿日市市	

変更後						変更前					
		その他	地域主体型交通運行支援事業 地域が主体となって行う生活交通の運行を支援する。	廿日市市				その他	地域主体型交通運行支援事業 地域が主体となって行う生活交通の運行を支援する。	廿日市市	
			宮島航路維持負担金 生活交通手段を確保するため、宮島航路運航負担に対する支援を行う。	廿日市市					宮島航路維持負担金 生活交通手段を確保するため、宮島航路運航負担に対する支援を行う。	廿日市市	
			高齢者運転免許自主返納支援事業 高齢者の運転免許の自主返納を支援し、高齢ドライバーによる交通事故防止と公共交通の利用促進を図る。	廿日市市					高齢者運転免許自主返納支援事業 高齢者の運転免許の自主返納を支援し、高齢ドライバーによる交通事故防止と公共交通の利用促進を図る。	廿日市市	
		(10) その他	国・県道整備負担金	廿日市市 (広島県)				(10) その他	国・県道整備負担金	廿日市市 (広島県)	